

# 由良町高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

平成30年3月  
和歌山県 由良町



## 目 次

|                                         |           |
|-----------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b>                   | <b>1</b>  |
| 1. 計画策定の趣旨                              | 1         |
| 2. 計画の期間                                | 1         |
| 3. 計画の位置づけ                              | 2         |
| 4. 計画の策定体制                              | 2         |
| 5. 介護保険制度の改正の主な内容                       | 3         |
| <b>第2章 由良町の高齢者を取り巻く状況</b>               | <b>5</b>  |
| 1. 人口の推移と高齢化率                           | 5         |
| 2. 高齢者世帯の状況                             | 7         |
| 3. 介護保険事業の状況                            | 9         |
| 4. アンケート調査結果の概要                         | 13        |
| 5. 現状把握による第7期計画の課題                      | 24        |
| <b>第3章 計画の基本方針</b>                      | <b>26</b> |
| 1. 基本理念                                 | 26        |
| 2. 基本目標                                 | 27        |
| 3. 施策体系                                 | 28        |
| <b>第4章 施策の展開</b>                        | <b>29</b> |
| <b>基本目標1 健康づくり・生きがいがづくりの推進</b>          | <b>29</b> |
| 1. 健康づくりの推進                             | 29        |
| 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実                   | 31        |
| 3. 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の推進                 | 32        |
| <b>基本目標2 地域包括ケアシステムの推進</b>              | <b>33</b> |
| 1. 地域包括支援センターの機能強化                      | 33        |
| 2. 地域ケア会議の充実                            | 34        |
| 3. 在宅医療・介護連携の推進                         | 34        |
| 4. 認知症施策の推進                             | 34        |
| 5. 生活支援体制整備事業の整備                        | 35        |
| <b>基本目標3 高齢者の安心・安全への取り組みと地域の支え合いの強化</b> | <b>36</b> |
| 1. 高齢者の見守り体制の推進                         | 36        |
| 2. 身近な地域での生活支援                          | 36        |
| 3. 高齢者の権利擁護の推進                          | 37        |
| 4. 高齢者の住環境等の整備                          | 38        |
| 5. 介護給付適正化へ向けた取り組みの推進                   | 39        |

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>第5章 介護保険事業計画 .....</b>    | <b>42</b> |
| 1. 介護保険サービス見込量の推計 .....      | 42        |
| 2. 給付費の推計 .....              | 48        |
| 3. 保険料（第1号被保険者の負担額）の設定 ..... | 52        |
| <b>第6章 計画の推進に向けて .....</b>   | <b>57</b> |
| 1. 各主体との連携 .....             | 57        |
| 2. 計画の進行管理 .....             | 58        |
| <b>資 料 .....</b>             | <b>59</b> |
| ○第7期介護保険事業計画等策定委員会委員 .....   | 59        |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

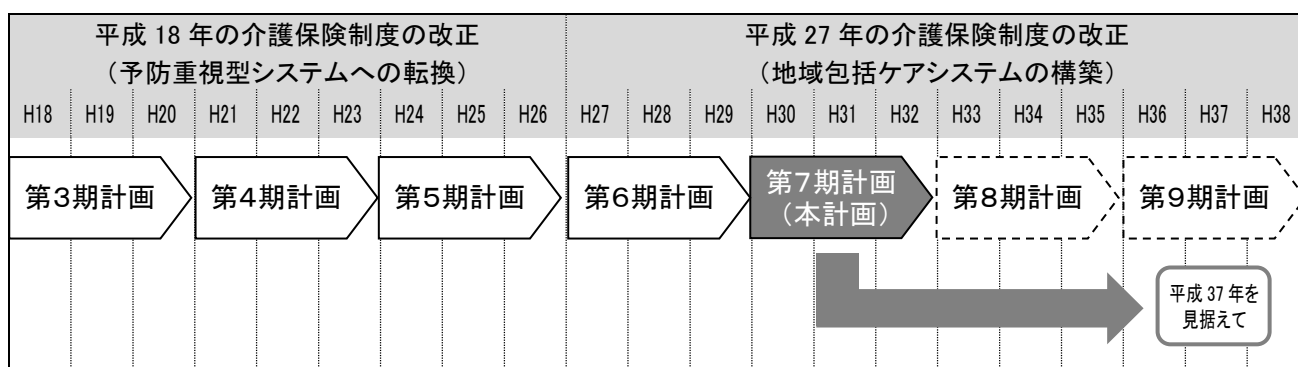
平成 12 年度から導入された介護保険制度のもとで、これまで家族が担ってきた「介護」の社会化が進展する一方で、保険給付費が年々増加するなど、将来にわたる介護保険制度の持続可能性が懸念されています。平成 18 年度から開始された予防重視型サービスである「地域支援事業」や「地域密着型サービス」などの新たなサービスはますます定着し、その役割は重要性を増しています。また、第 6 期計画では、第 5 期計画で開始した「地域包括ケアシステム」構築のための取り組みを継承・発展させ、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「高齢者の居住安定に係わる施策との連携」を重点項目として取り組むことが求められました。第 7 期計画においても、この取り組みを継承し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められています。

由良町（以下「本町」という。）においても、高齢者介護のあるべき姿を見据えつつ、全国的な動向を踏まえて、「高齢者福祉計画」と 6 期にわたる「介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉施策と介護保険事業を推進してきました。

今回の計画策定においては、これらの取り組みなどを基礎としつつも、社会情勢の変化に対応するとともに、今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本町が目指すべき高齢者福祉の基本的な方針を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、「由良町高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）として策定することとします。

## 2. 計画の期間

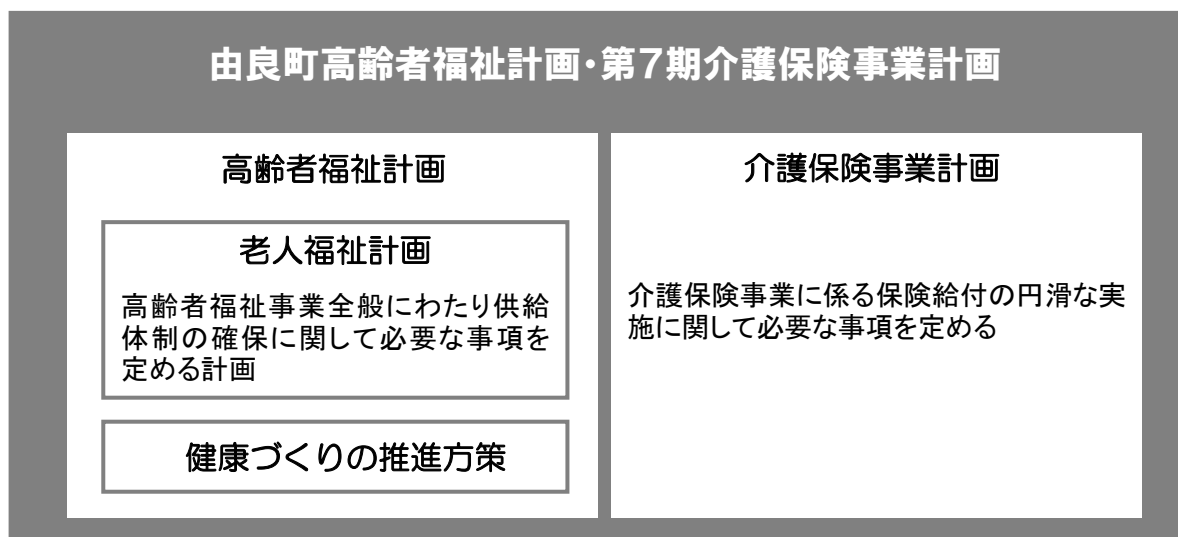
本計画は、平成 30 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 3 年間を 1 期とする計画です。



### 3. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定するものです。

また、本計画は、「由良町総合戦略」の高齢者施策の部門別計画として策定したものです。



※「老人福祉計画」と「健康づくりの方策」を一体化し、すべての高齢者を対象とした、保健福祉事業全般に関する総合計画を「高齢者福祉計画」として策定します。

### 4. 計画の策定体制

#### （１）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施

計画策定に先立ち、今後の介護保険事業、高齢者福祉施策を推進していくために、アンケート調査により高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用意向等についての現状をたずね、住民の生活実態や今後のニーズなどを把握しました。

#### （２）由良町第7期介護保険事業計画等策定委員会における検討

広く住民などから意見を聴取するために、計画の策定に際しては、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ、議会関係者など幅広い関係者の参画による「由良町第7期介護保険事業計画等策定委員会」より、本町の目指すべき高齢社会についてのご意見をいただき、計画に反映しました。

## 5. 介護保険制度の改正の主な内容

第7期介護保険事業計画の策定に合わせ、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的とした制度の改正が行われています。

制度改正の主な内容は以下のとおりです。本計画の策定にあたっては、これらの制度改正の動向を踏まえた内容の見直しを行っています。

### （１）地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、介護保険の保険者である市町村が地域の課題を分析し、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう取り組みを進めることが必要であるという観点から、全市町村が保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応（取り組み内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）、適切な指標による実績評価、財政的インセンティブの付与が法律により制度化されました。

市町村においてはこれまで以上に、データに基づく地域の課題分析やそれを踏まえた取り組み内容・目標の明確化が求められます。また、成果指標に基づく評価と事業の改善を継続的に行うことが必要となります。さらに、要介護状態の維持・改善や地域ケア会議の開催状況等の指標に基づいて成果を上げた市町村については、財政的な優遇措置を受けられる可能性が生まれています。

#### ②医療・介護の連携の推進

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。要介護者に対し「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する介護保険施設（かつ医療法上の医療提供施設）として位置づけられ、現行の介護療養病床の経過措置期間については平成35年度末まで延長されます。

また、地域包括ケアシステムの構築において重要となる医療・介護の連携に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定が整備されています。

### ③地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握や、関係機関との連携による解決が図られることを目指す「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定されました。この理念の実現のため、市町村においては、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、住民に身近な圏域において分野を超えて総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりに努めることが求められています。

また、市町村は地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけることが規定されました。

福祉サービスについては、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられています。

## （２）介護保険制度の持続可能性の確保

### ①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

平成 27 年 8 月より、一定の収入のある高齢者については介護保険サービスの利用者負担を通常の 1 割から 2 割に引き上げる制度改正が行われていましたが、今回の改正では、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が 3 割となります（平成 30 年 8 月施行）。ただし月額 44,400 円の負担の上限が定められており、実際に負担増となるのは受給者全体の約 3 %と見積もられています。

### ②介護納付金における総報酬割の導入

第 2 号被保険者（40～64 歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課されていますが、この金額を「加入者数に応じて負担する方式（加入者割）」から、「報酬額に比例して負担する方式（総報酬割）」に改められ、収入の高い人ほど負担額が大きくなる仕組みとなります。激変緩和の観点から、平成 29 年度から段階的に導入され、平成 32 年度に全面実施となります。



## 第2章 由良町の高齢者を取り巻く状況

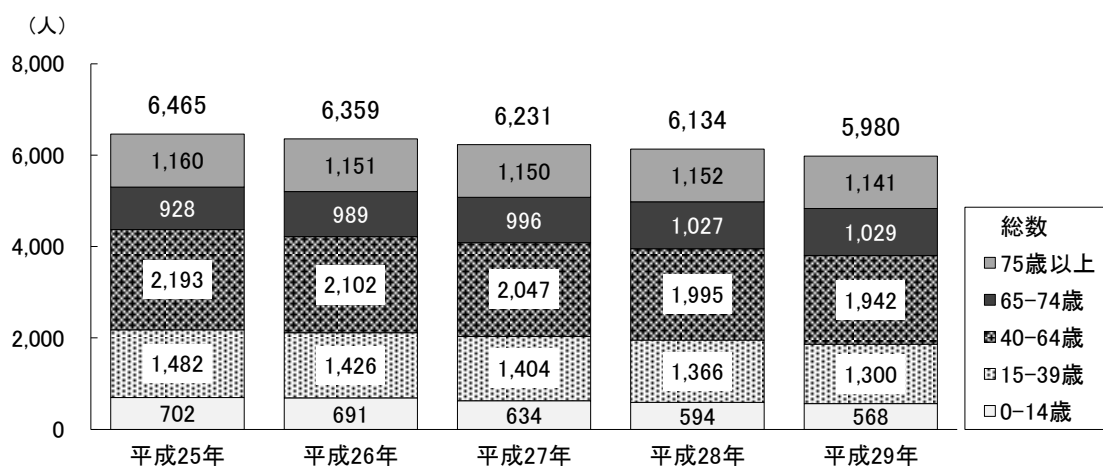
### 1. 人口の推移と高齢化率

#### (1) 年齢別人口

総人口は平成25年以降をみると減少傾向にあり、平成29年には5,980人と、平成25年に比べて485人減少しています。年齢5区分別にみると、64歳までの各年代で人口が減少し、65～74歳の人口が増加しています。75歳以上の人口は、平成26年から平成28年まで横ばいで推移していましたが、平成29年は減少となっています。

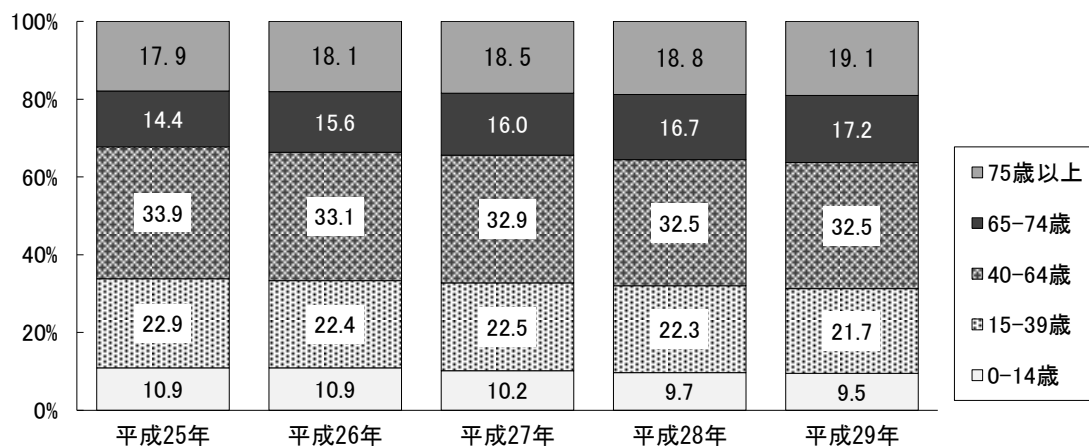
年齢5区分別の人口構成比でみると、平成26年以降65歳以上の割合は増加しています。平成29年は、75歳以上の割合が19.1%、65～74歳が17.2%となり、合わせて36.3%となっています。

#### ■年齢5区分別人口の推移



資料：住民基本台帳

#### ■年齢5区分別人口構成比の推移

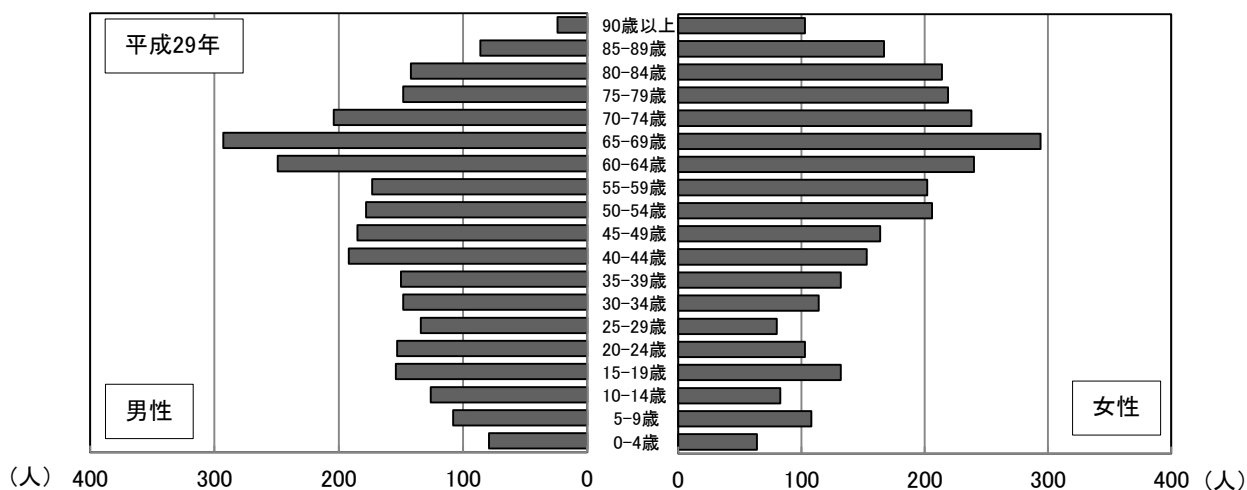


資料：住民基本台帳

## (2) 人口ピラミッド

本町の人口ピラミッドをみると、60歳から74歳の世代の人口が多く、59歳以下の世代人口は少なくなっています。特に65～69歳の人口が最も多くなっています。団塊世代が75歳以上となる平成37年には、75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれ、さらなる高齢化の進行が考えられます。

【由良町人口ピラミッド】

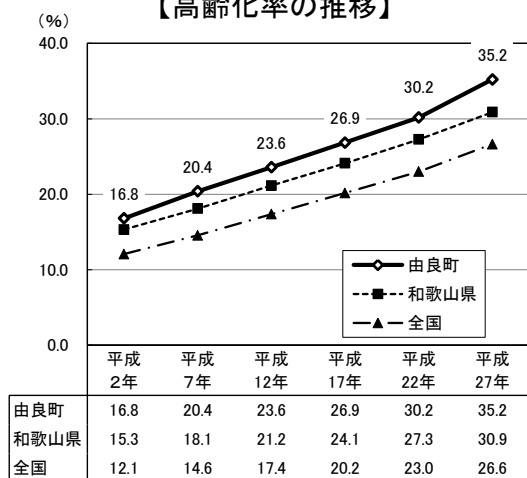


資料：住民基本台帳

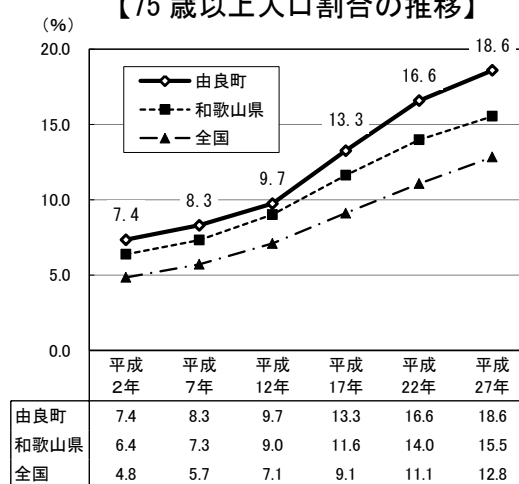
## (3) 高齢化率

平成27年の高齢化率（65歳以上人口の割合）をみると、本町は35.2%と総人口の3分の1を超え、国・県を大きく上回って推移しています。75歳以上人口の割合についても、国・県を大きく上回って推移しており、平成17年と27年を比較すると5.3ポイント高くなっており、急速な高齢化がみられます。

【高齢化率の推移】



【75歳以上人口割合の推移】



資料：国勢調査

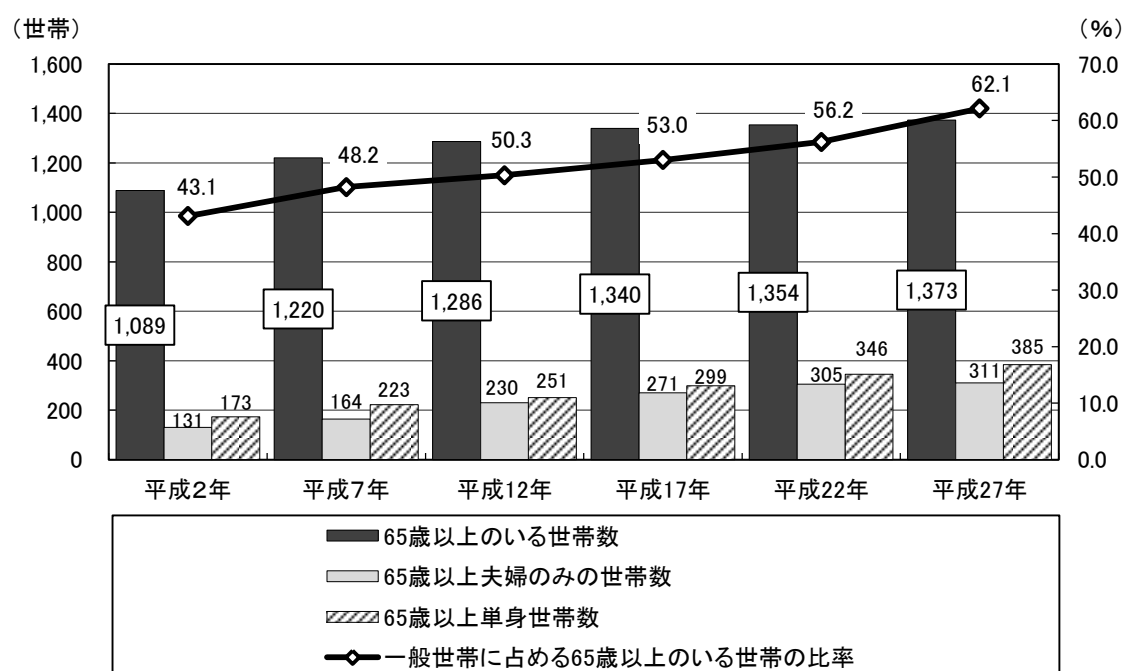
## 2. 高齢者世帯の状況

### (1) 高齢者世帯数

平成 27 年で 65 歳以上のいる世帯数は 1,373 世帯で、平成 2 年以降増加傾向が続いています。一般世帯に占める 65 歳以上のいる世帯数は 62.1%と高くなっています。

一方、高齢者のみの世帯数の推移では、65 歳以上夫婦のみの世帯数、65 歳以上単身世帯数とも一貫して増加しており、平成 27 年でそれぞれ 311 世帯、385 世帯と、平成 17 年に比べ、それぞれ 40 世帯、86 世帯増加しています。特に 65 歳以上の単身世帯数の増加が目立っており、1 人暮らしの高齢者が増加していることがみてとれます。

#### ■ 高齢者世帯数の推移

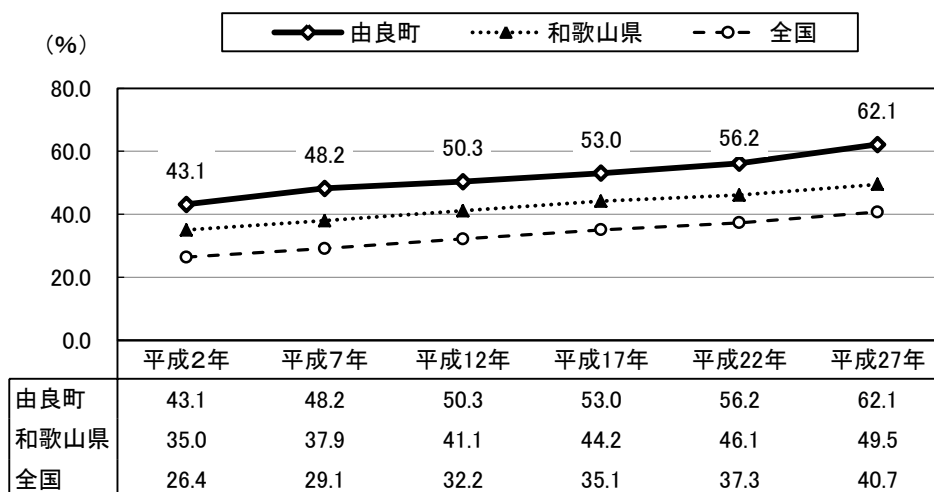


資料：国勢調査

### (2) 高齢者世帯の割合

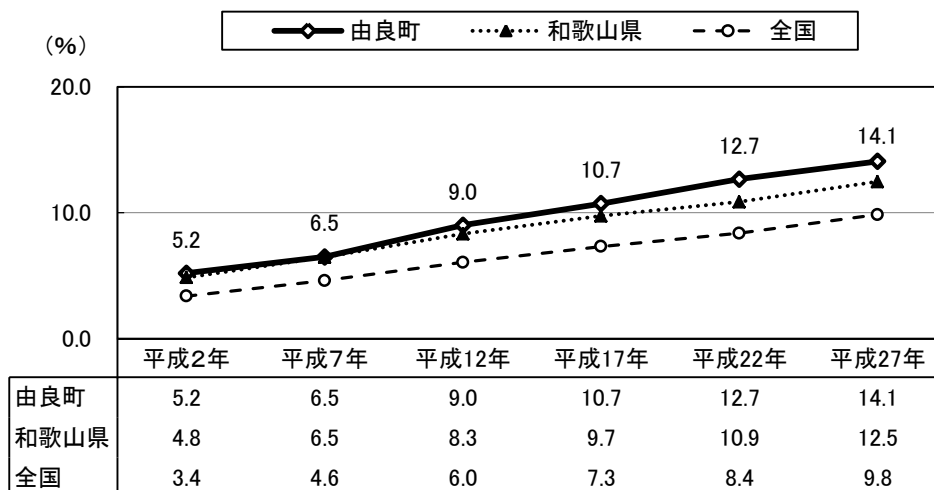
本町の 65 歳以上のいる世帯の割合（世帯率）をみると、本町は国・県の割合を大きく上回って推移しています。平成 27 年では、県を約 13 ポイント、国を約 21 ポイント上回っています。高齢者夫婦のみの世帯や高齢者単身世帯の割合も増加しています。急速な高齢化が進み、特に高齢者単身世帯の割合が増加している状況がうかがえます。

## ■高齢者のいる世帯率の推移



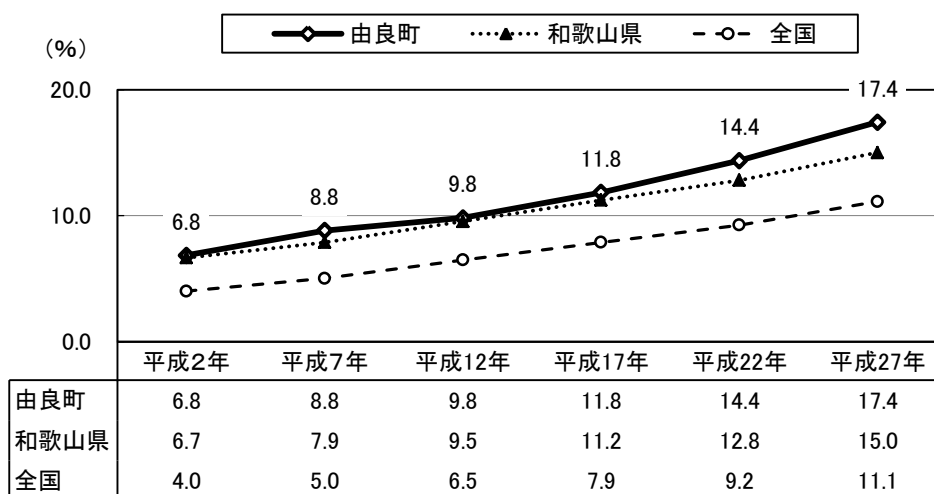
資料：国勢調査

## ■高齢者夫婦のみ世帯率の推移



資料：国勢調査

## ■高齢者単身世帯率の推移



資料：国勢調査

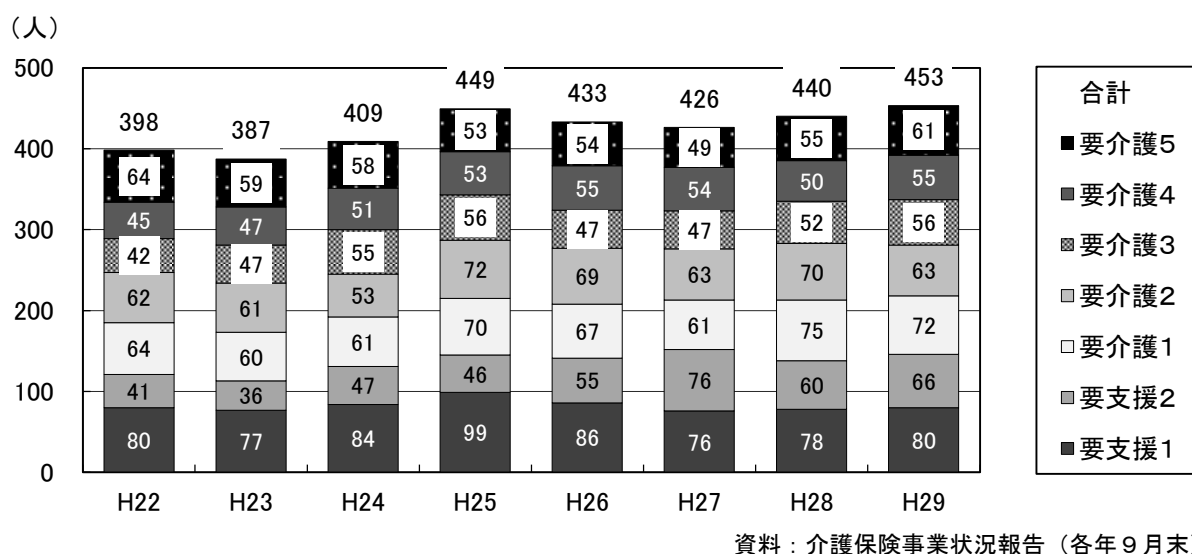
### 3. 介護保険事業の状況

#### (1) 要支援・要介護認定者数の推移

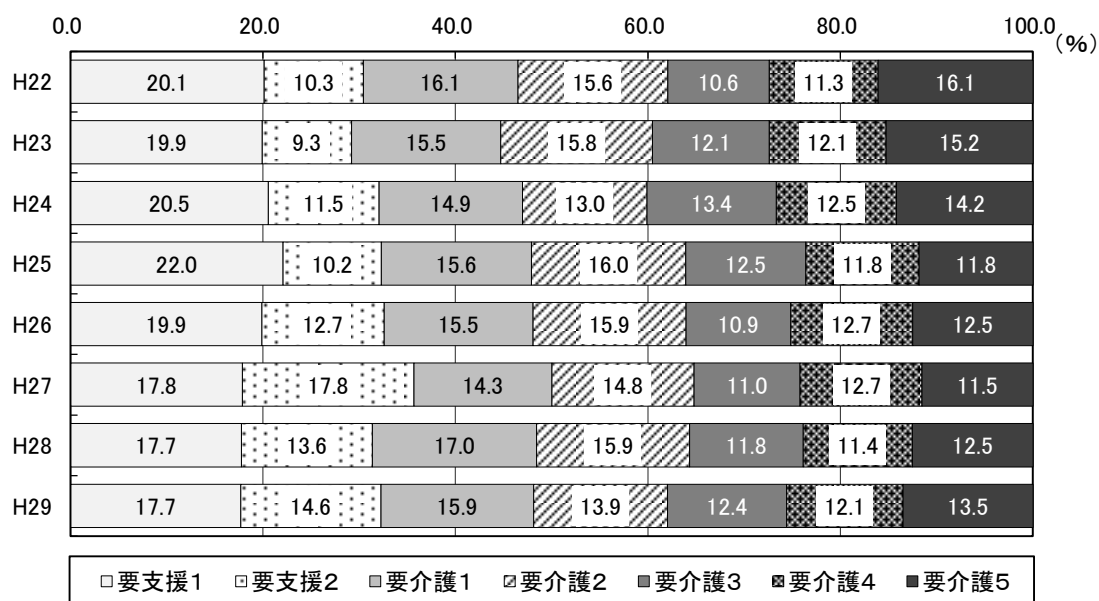
要支援・要介護認定者数をみると、平成 22 年以降増減を繰り返していますが、平成 28 年以降再び増加に転じ、平成 29 年は 453 人となっています。平成 27 年以降は、要支援 1 と要介護 3～要介護 5 が増加傾向にあります。

要支援・要介護認定者の構成比では、平成 27 年以降は要介護 3、要介護 5 の重度の認定者の割合が増加傾向にあります。また、平成 28 年の国・県との比較では、要支援 1、要介護 5 の割合が高くなっています。

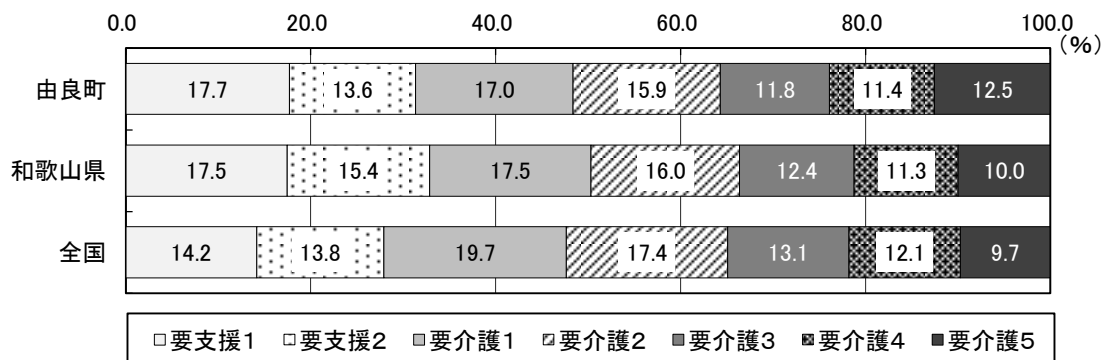
#### ■ 要支援・要介護認定者の推移



#### ■ 要介護度別認定者の構成比推移



## ■要介護度別認定者構成比の比較（平成 28 年）



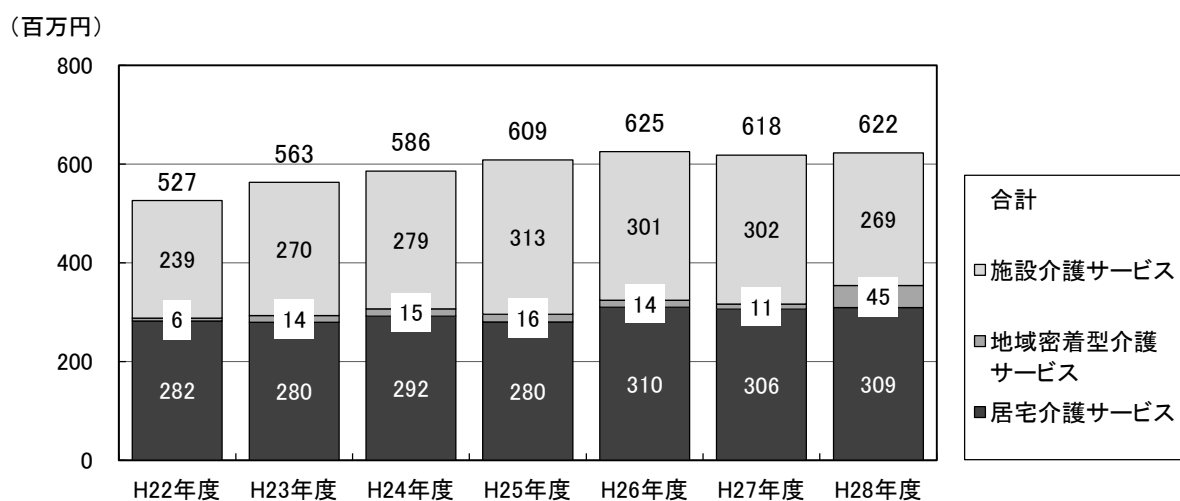
資料：介護保険事業状況報告

## （２）給付額の推移

要支援・要介護認定者は増減をしていますが、介護サービスの給付額は増加傾向にあります。平成 28 年度は、前年より若干増加し、6 億 2,200 万円となっています。サービス別にみると、施設介護サービスの給付額は増加傾向にありましたが、平成 25 年以降横ばいで推移しています。また、居宅介護サービスの給付額は平成 26 年度以降、施設介護サービスの給付額を上回っています。さらに、平成 28 年度では地域密着型サービスが大きく伸びています。

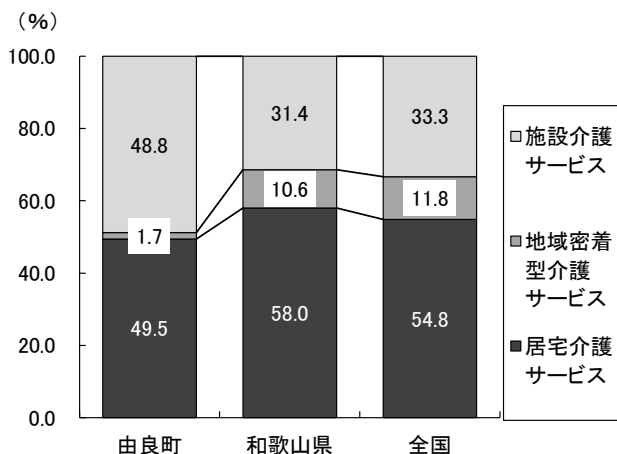
サービス別・要介護度別の給付額を、国・県と比較すると、サービス別では施設介護サービスの割合が 15 ポイント以上高くなっています。要支援・要介護度別では、要介護 4・5 の割合が国、県を上回っています。

## ■サービス別給付額の推移

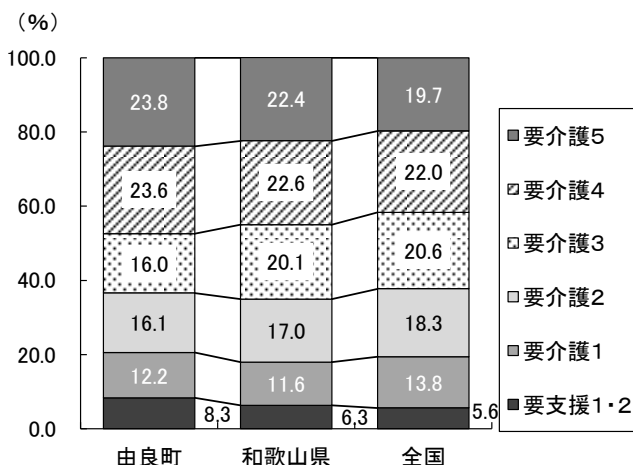


資料：介護保険事業状況報告（各年度末）

■サービス別給付額の比較(平成 27 年度)



■要介護度別給付額の比較(平成 27 年度)



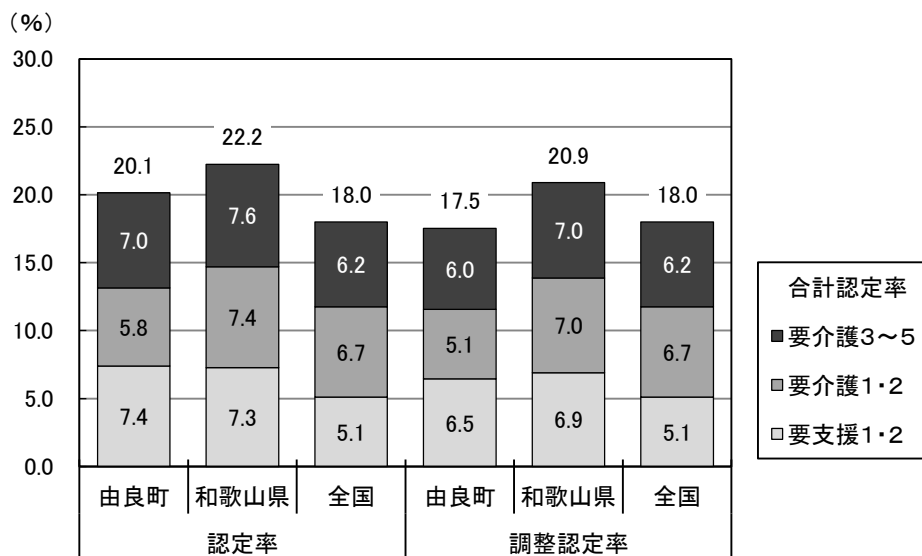
資料：介護保険事業状況報告

### (3) 要介護認定率

本町の 65 歳以上人口に占める要支援・要介護認定率は、国を上回り、県を下回っています。これは、本町の 65 歳以上の年齢構成による要因が大きく、国と同じ年齢構成と仮定して調整した認定率をみると、国、県を下回っています。

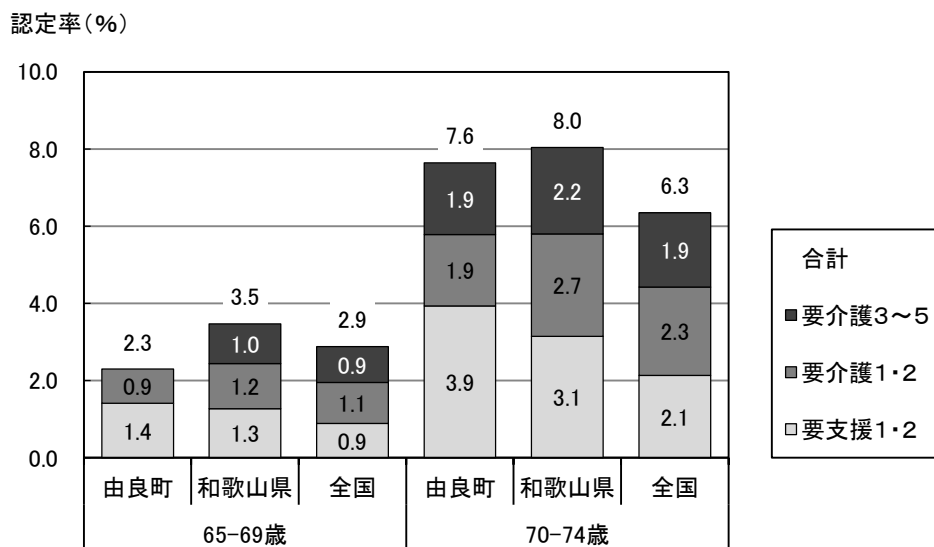
また、5 歳刻み年齢別でみると、65～69 歳、75～89 歳の認定率は、国、県を下回っており、比較元的元気な高齢者が多いとみられます。

■認定率と調整認定率の比較 (平成 27 年度)



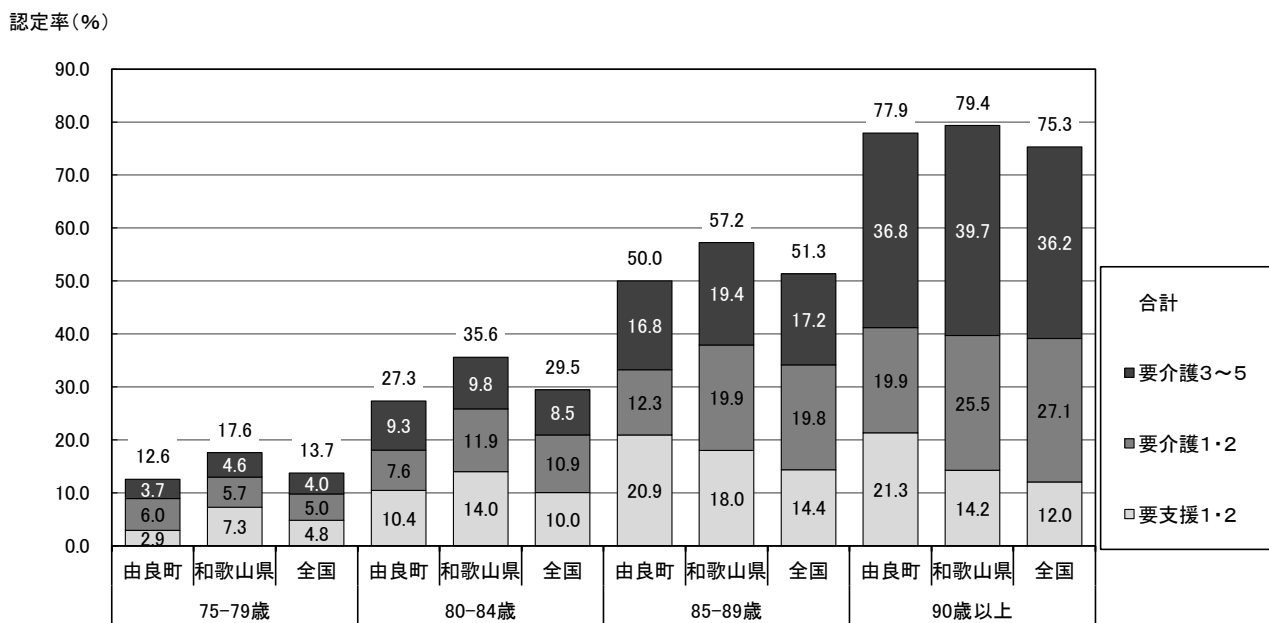
資料：介護保険事業状況報告

## ■年齢区分別認定率の比較（前期高齢者・65～74歳）



資料：介護保険事業状況報告

## ■年齢区分別認定率の比較（後期高齢者・75歳以上）



資料：介護保険事業状況報告



## 4. アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の実施概要

#### ◇調査目的

本調査は、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、由良町における今後の支援方策の検討や介護予防の推進を図るために調査を実施しました。

#### ◇調査概要

●調査地域：由良町全域

●調査対象者

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査…平成28年11月1日時点における町内在住の要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の高齢者1,834人

在宅介護実態調査…在宅で要介護認定調査の更新申請を受けられる方（医療機関に入院されている方、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、特定施設へ入所又は入居されている方は対象外）65人

●調査期間

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査…平成28年12月20日～平成29年2月28日

在宅介護実態調査…平成28年11月10日～平成29年3月31日の期間中の認定調査

●調査方法：

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査…調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族またはケアマネジャー等）、郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

在宅介護実態調査…直接訪問による聞き取り調査

#### ◇調査票回収状況

| 調 査 票                | 調査対象者数<br>(配布数) | 有効回収数   | 有効回収率 |
|----------------------|-----------------|---------|-------|
| 介護予防・日常生活圏域<br>ニーズ調査 | 1,834 件         | 1,309 件 | 71.4% |
| 在宅介護実態調査             | 65 件            | 65 件    |       |

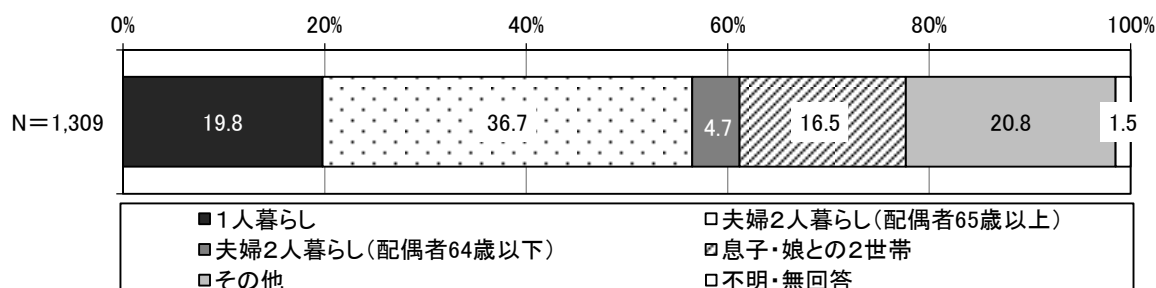
## (2) 報告書の見かた

- 回答結果は、各項目の不明を含む有効サンプル数に対する百分比(%)で示し、百分比は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの比率を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものであります。
- 図表中の「N」は集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を示しています。

### (3) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査

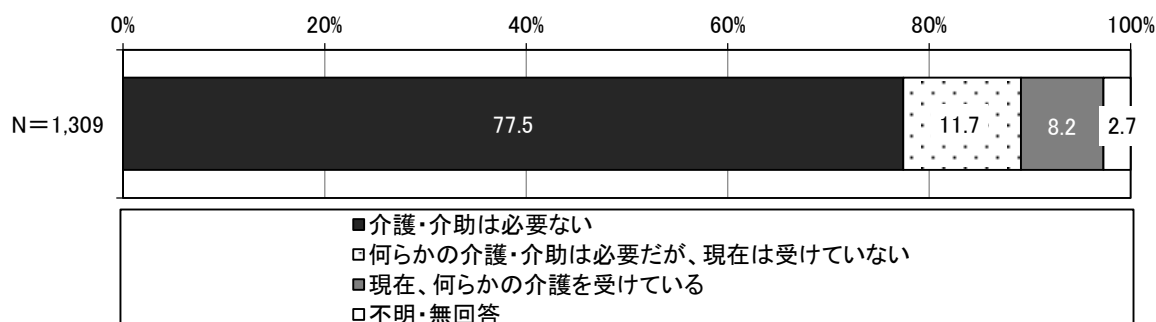
#### ①家族構成（単数回答）

家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が36.7%と最も高く、次いで「1人暮らし」が19.8%、「息子・娘との2世帯」が16.5%、となっています。「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし」を合わせた割合は56.5%と高くなっています。



#### ②介護・介助の必要性（単数回答）

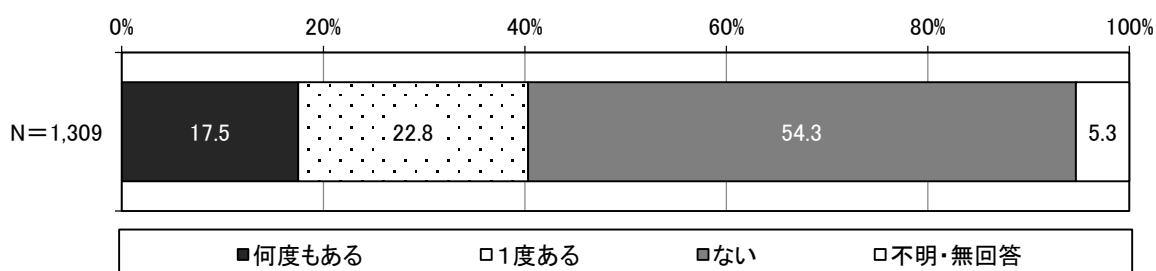
普段の生活でだれかの介護・介助が必要かについては、「介護・介助は必要ない」が77.5%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が11.7%となっています。「現在、何らかの介護を受けている」が8.2%あり、全体でみると2割弱が介護を必要としています。



#### ③転倒の経験（単数回答）

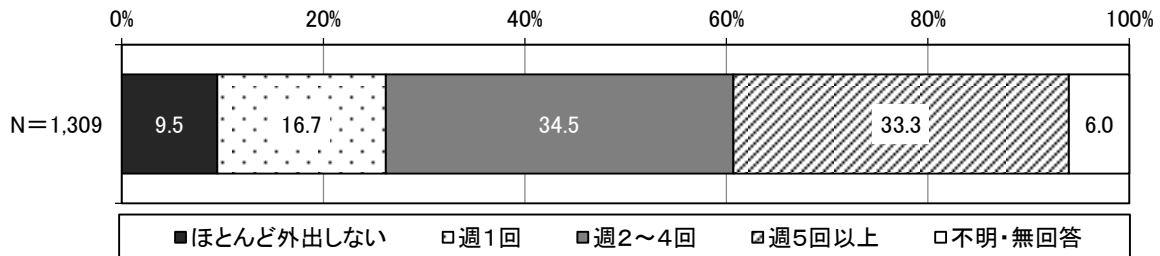
過去1年間に転んだ経験があるかについては、「ない」が54.3%と最も高く、次いで「1度ある」が22.8%となっています。

この設問は、転倒リスクを把握する質問となっており、「何度もある」と「1度ある」を合わせた40.3%の方は、転倒リスクのある高齢者と判定されます。



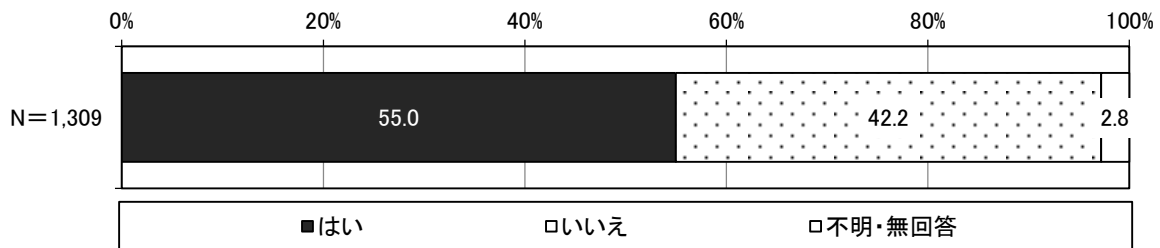
#### ④外出の頻度（単数回答）

外出の頻度については、「週2～4回」と「週5回以上」を合わせた67.8%の方は、週に2回以上外出しています。一方、「ほとんど外出しない」と「週1回」を合わせた外出の頻度が週1回以下の方は26.2%で、閉じこもり傾向にあるとみられます。



#### ⑤もの忘れについて（単数回答）

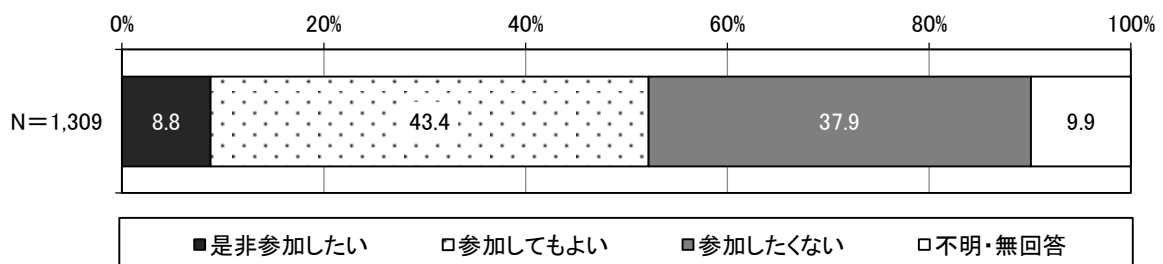
もの忘れが多いと感じている方は5割を超えており、もの忘れに対する割合は高くなっています。



#### ⑥いきいきとした地域づくり活動への参加について（単数回答）

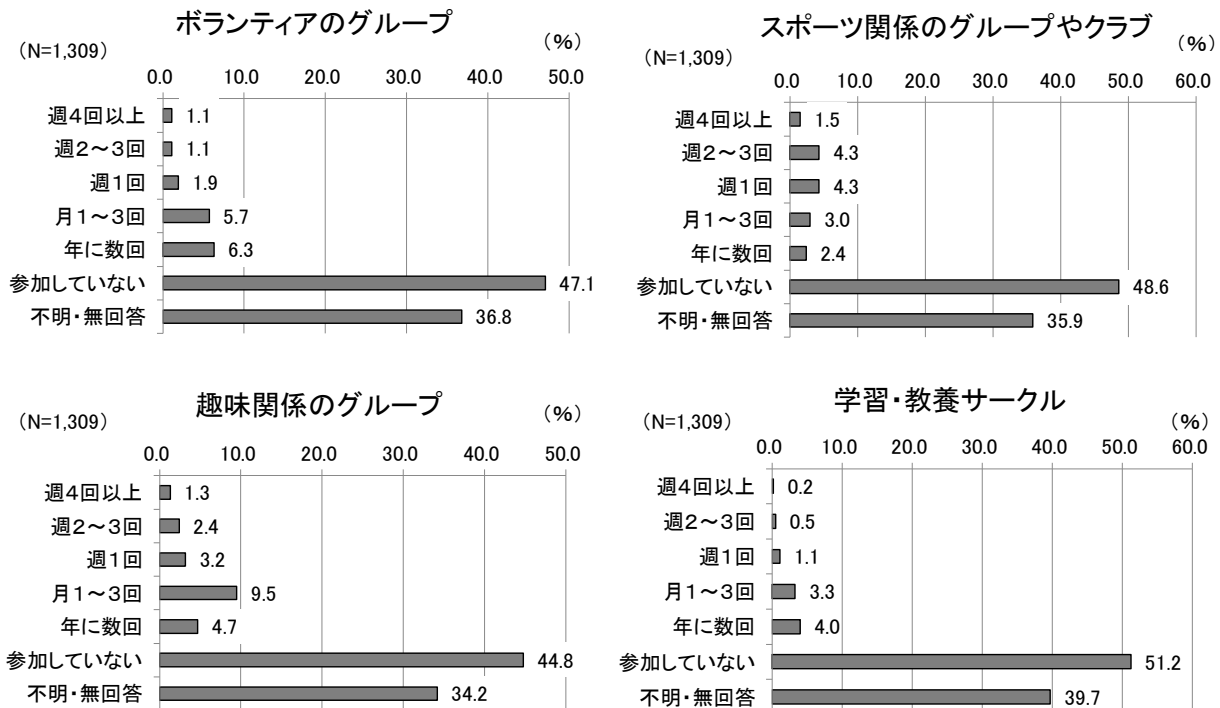
いきいきとした地域づくり活動への参加については「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合は5割強となっており、高齢者の地域活動への参加意識の高さがうかがえます。

地域活動への参加は、健康や生きがいづくりにつながるため、住民が積極的に活動できるための支援が必要とされます。



## ⑦地域での活動について（単数回答）

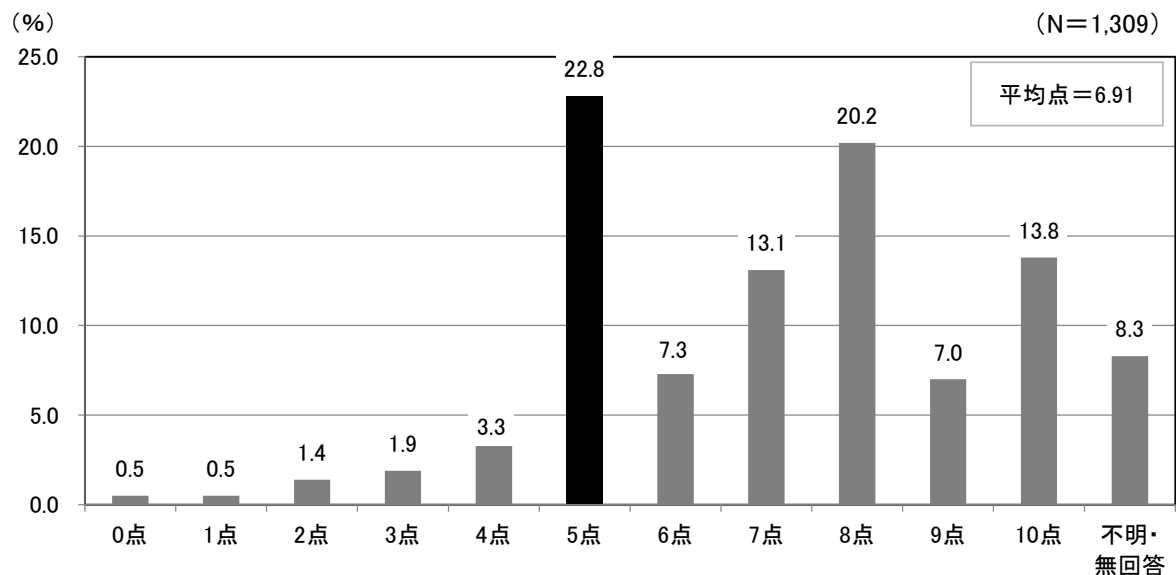
各グループやサークルへの参加は、「参加していない」は4～5割を占めていますが、趣味関係のグループでは、「月に1～3回」の割合が9.5%と高くなっています。月に1回以上参加する割合は、学習・教養サークルを除き1割を超えており、地域活動が積極的におこなわれていることがうかがえます。



## ⑧主観的な幸福度について（単数回答）

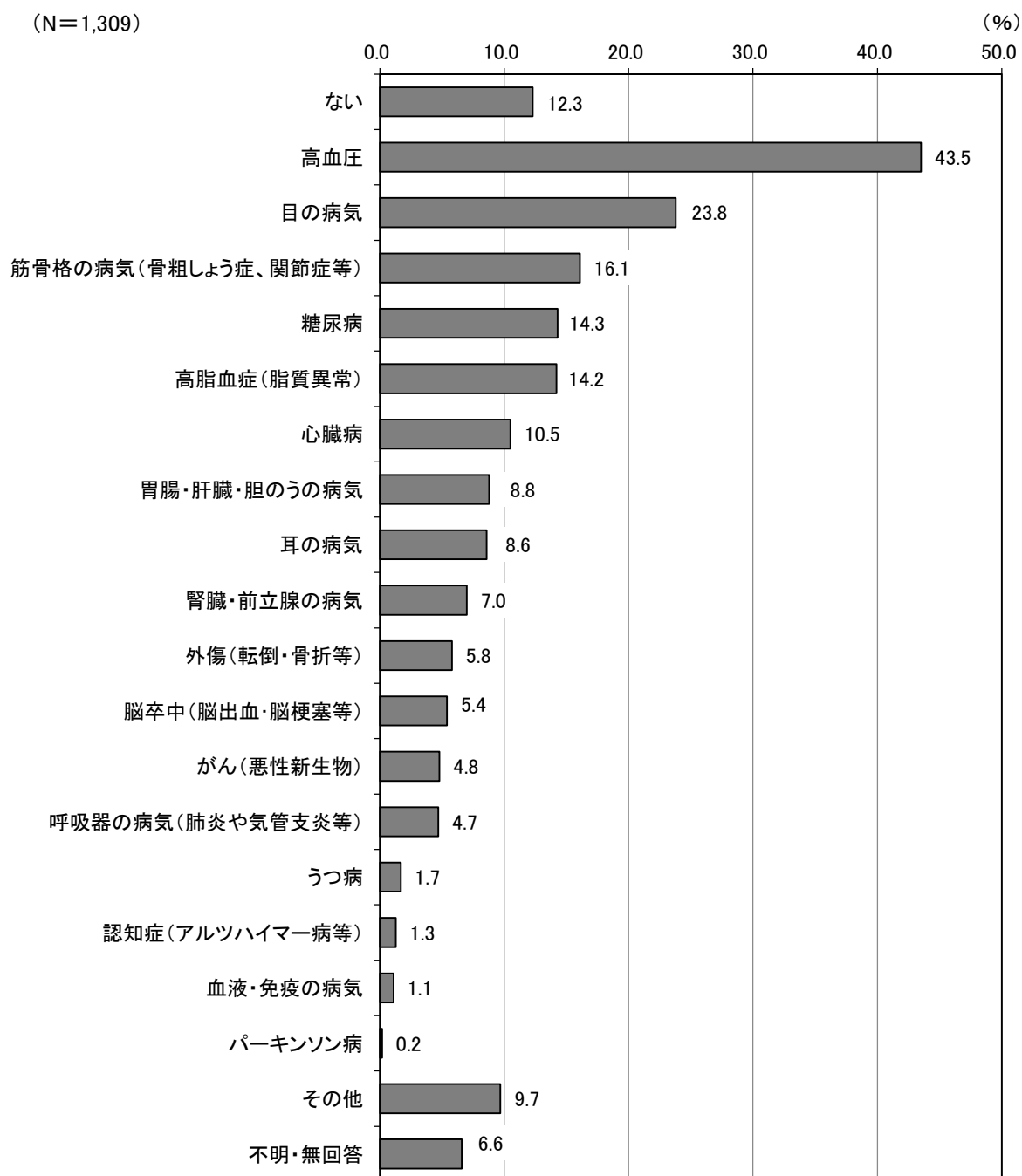
「自分がどの程度幸せか」を10点満点でたずねる主観的な幸福度についてみると、6割強の方が「6点」以上と回答しており、平均点も6.91となっています。

幸せを感じている高齢者が多いと考えられます。



### ⑨現在治療中、または後遺症のある病気について（複数回答）

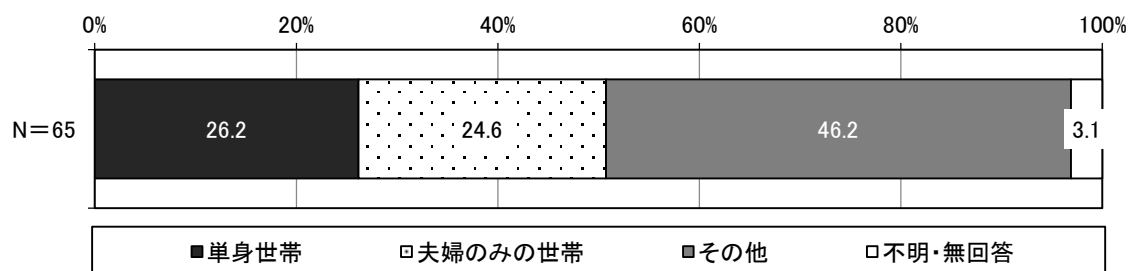
現在、治療中、または後遺症のある病気については、「高血圧」が 43.5%と最も高く、次いで「目の病気」が 23.8%、「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が 16.1%、「糖尿病」が 14.3%、「高脂血症（脂質異常）」が 14.2%となっています。



## (4) 在宅介護実態調査

### ①世帯類型について（単数回答）

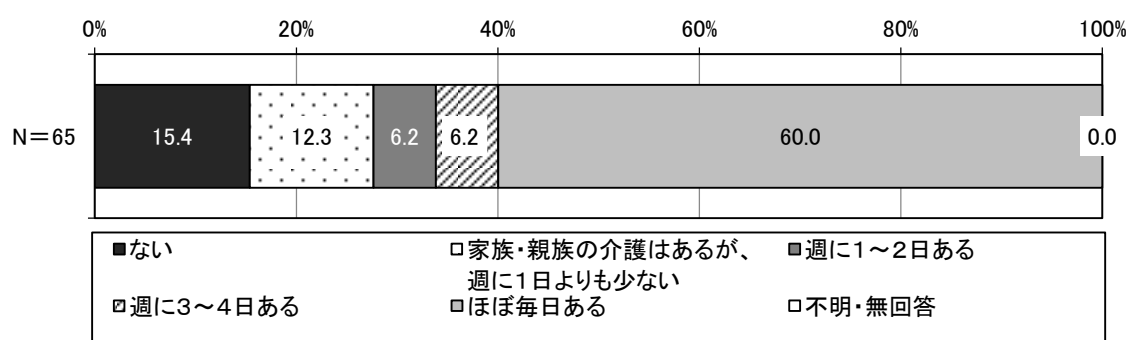
世帯類型については、「単身世帯」が26.2%と最も高く、次いで「夫婦のみの世帯」が24.6%、「その他」が46.2%となっています。「単身世帯」と「夫婦のみの世帯」を合わせた割合は50.8%となっています。



### ②家族や親族からの介護について（単数回答）

家族や親族からの介護を週にどのくらい受けているかについては、「ほぼ毎日ある」が60.0%と最も高く、次いで「ない」が15.4%、「家族・親族の介護はあるが、週に1日より少ない」が12.3%となっています。

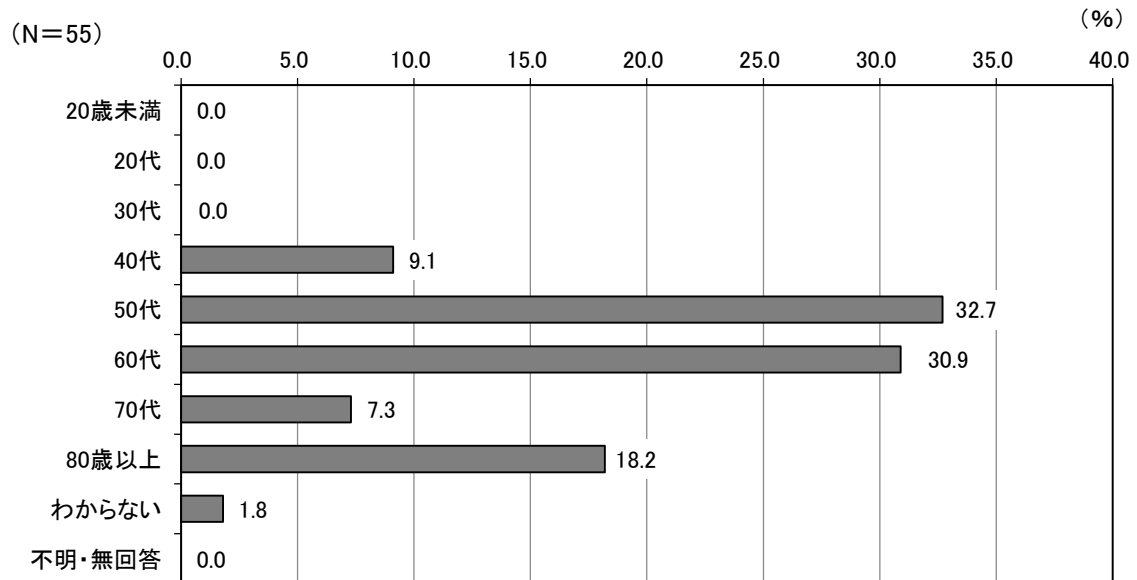
「週に1～2日ある」から「ほぼ毎日ある」までを合わせた『週1回以上介護を受けている』人の割合は72.4%と高くなっています。



### ③主な介護者の方の年齢について（単数回答）

#### 【家族や親族からの介護を受けて「ない」以外を回答した方】

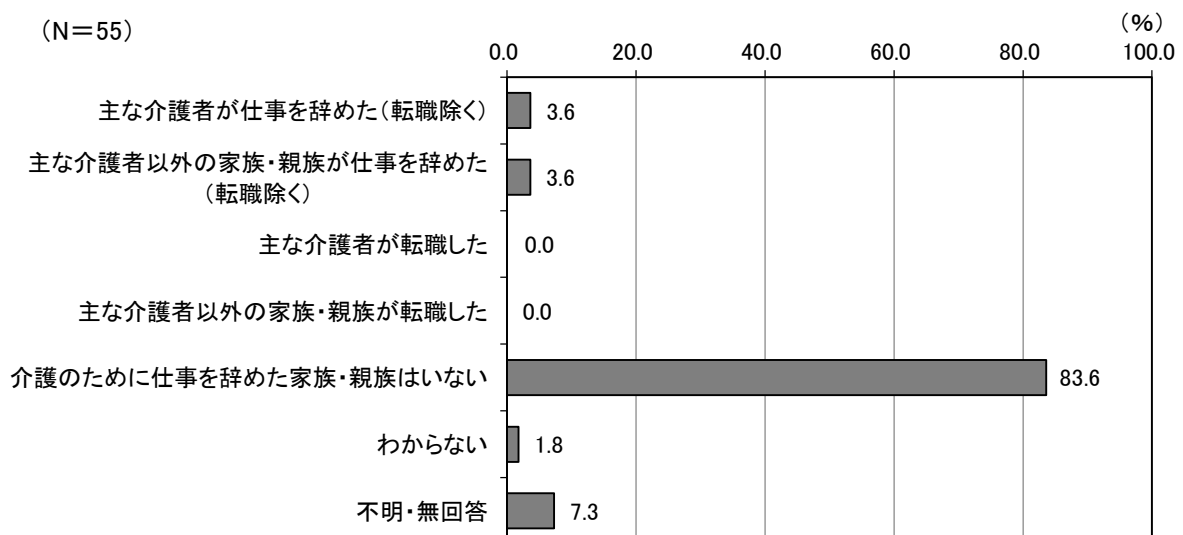
年齢については、「50代」が32.7%と最も高く、次いで「60代」が30.9%、「80歳以上」が18.2%となっています。「60代」、「70代」、「80歳以上」を合わせた割合は56.4%あり、老々介護などの状況もみられます。



### ④介護を理由とした離職について（複数回答）

#### 【家族や親族からの介護を受けて「ない」以外を回答した方】

家族や親族の中で介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が83.6%と最も高くなっています。「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」はそれぞれ3.6%となっており、介護を理由として仕事を辞めた方の割合は7.2%となっています。

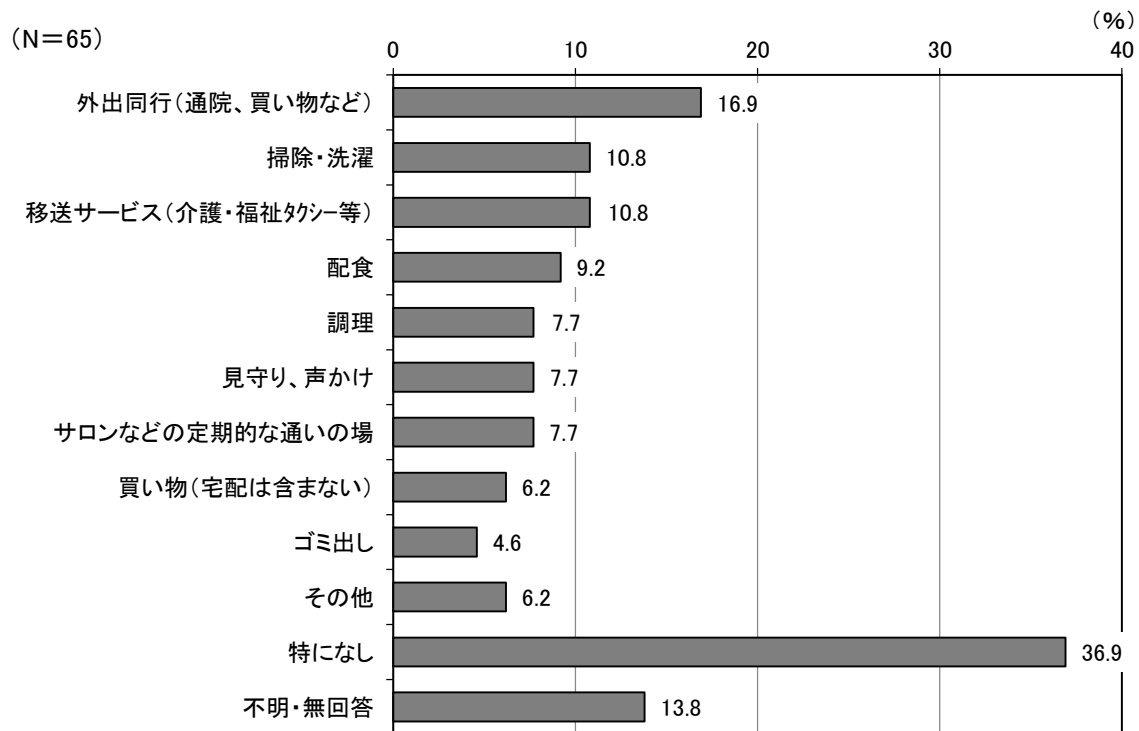




### ⑤今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて（複数回答）

【家族や親族からの介護を受けて「ない」以外を回答した方】

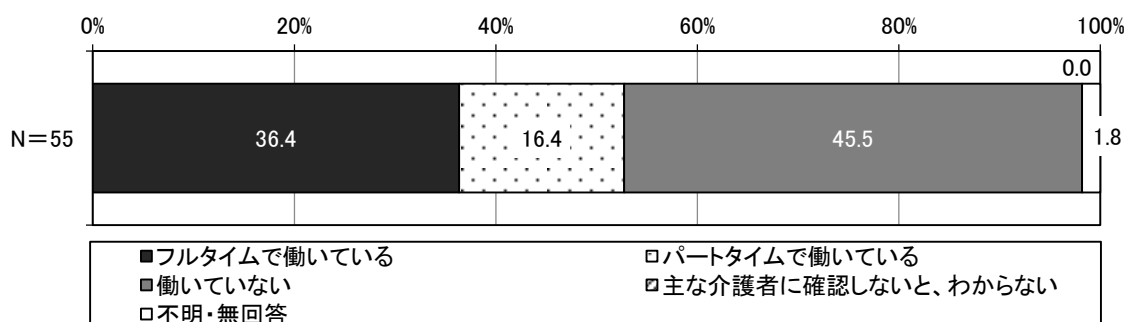
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「特になし」が 36.9%と最も高く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」が 16.9%、「掃除・洗濯」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」がそれぞれ 10.8%となっています。外出などの移動サービスが上位にあげられています。



### ⑥主な介護者の方の現在の勤務形態について（単数回答）

【家族や親族からの介護を受けて「ない」以外を回答した方】

主な介護者の方の現在の勤務形態については、「働いていない」が 45.5%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が 36.4%となっています。働いている方の割合は 52.8%となっています。

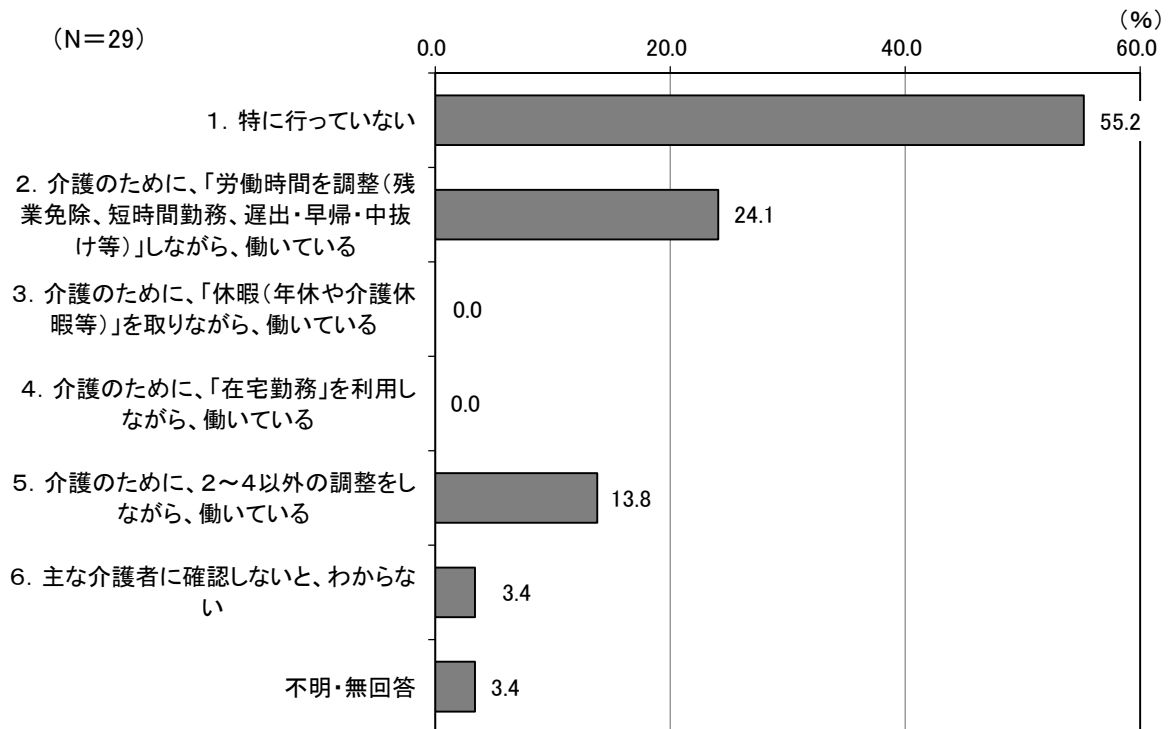


### ⑦主な介護者の方の働き方の調整等について（複数回答）

#### 【フルタイムまたはパートタイムで働いていると回答した方】

主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしているかについては、「特に行っていない」が55.2%と最も高く、次いで「介護のために、『労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）』しながら、働いている」が24.1%、「介護のために、2～4以外の調整をしながら、働いている」が13.8%となっています。

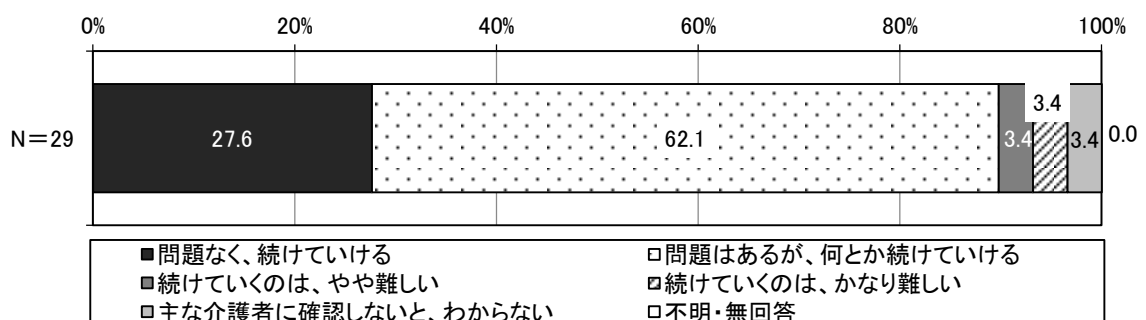
働き方の調整等を行っている方の割合は37.9%となっています。



### ⑧主な介護者の方が働きながら介護を続けられるかについて（単数回答）

#### 【フルタイムまたはパートタイムで働いていると回答した方】

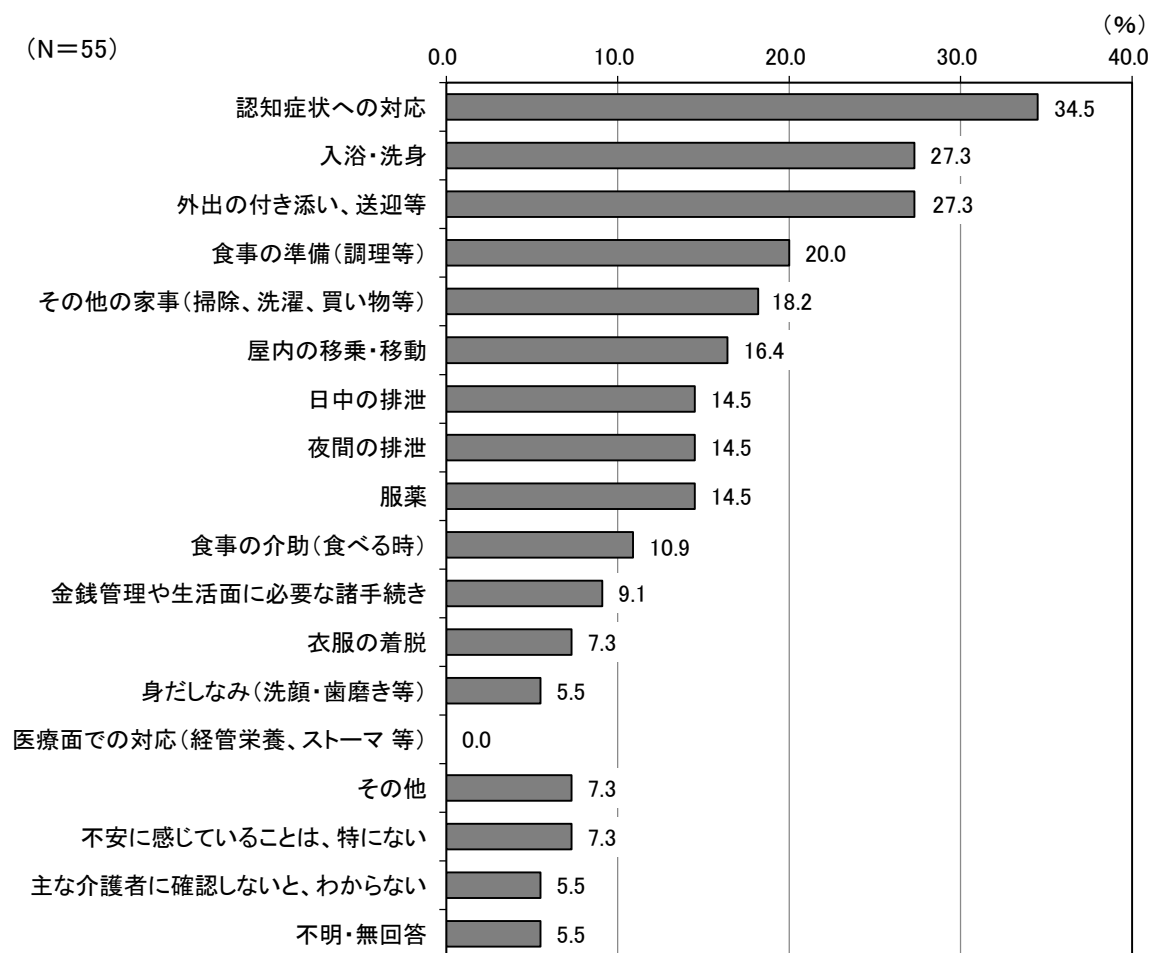
主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けられるかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が62.1%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が27.6%となっています。「続けて行くのは、やや難しい」と「続けて行くのは、かなり難しい」を合わせた割合は6.8%と低くなっています。働きながら介護を続けて行くための問題を解決できる支援が必要とされます。



⑨今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて（複数回答）

【フルタイムまたはパートタイムで働いていると回答した方】

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「認知症状への対応」が3割を超え、次いで「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」が2割台となっています。



## 5. 現状把握による第7期計画の課題

### (1) 健康づくり・生きがいつくりの推進

人口減少が進む中で、高齢者人口は増加傾向にありますが、今後は、ほぼ横ばいで推移すると見込まれています。また、高齢化率も35%を超え、急速な高齢化が進んでいます。一方、要介護認定率をみると、70～74歳、90歳以上を除き、県や国の認定率を下回っており、元気な高齢者が多いことがうかがえます。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、心と体の健康づくりが重要となります。介護予防や生きがいつくり・社会参加などへの支援が大切であり、重度化を防止するための取り組みも必要とされています。そのためには、介護予防に重点を置き、高齢者の社会参加を積極的に支援し、地域社会で生きがいを持って活躍できる環境整備を進めるとともに、就労に関する情報提供、老人クラブへの事業や運営面での助成を行っていくことが重要となっています。

### (2) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でいきいきと生活し続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを組み合わせ、包括的に支援していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、地域包括支援センターの機能強化をはじめ、地域の様々な活動団体との連携を図り、地域全体で高齢者を支え合える環境づくりに努め、地域包括ケアシステムの更なる推進を図っていく必要があります。

### (3) 地域で安心して暮らすための支援

少子高齢化により、一人暮らし高齢者の増加や介護者の高齢化など、住み慣れた地域で暮らすにあたっての不安が大きくなっており、地域での見守り体制の充実や家族介護者への支援が必要と考えられます。

また、認知症高齢者への支援や高齢者の尊厳を守るための虐待防止や権利擁護等への取り組みも必要とされています。近い将来に起きるとされている東海・東南海・南海地震は、本町にも大きな被害をもたらすおそれがあります。災害時に弱者となりやすい高齢者を把握することをはじめ、災害時に備えた地域住民の意識向上や、地域間でのつながりの強化の一層の推進が必要となっています。

#### （４）介護サービスの充実

介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた自宅で、地域とつながりをもって生活できるよう支援することを基本として、必要な介護が適切に受けられるよう、介護人材の質の確保を図りながらサービス等の提供体制を構築し、地域の理解と参加も得てきめ細かな支援ができるよう、取り組みを進めていく必要があります。自立を一層支援する視点で介護保険サービスを提供していくよう、ケアプランを充実するとともに、サービスを提供する事業者・従事者のレベルアップや、利用者の意見なども活かしたサービスの改善などを通じて、サービスの質を高めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

我が国では、急速な高齢化社会が進み、2040年には3人に1人が65歳以上となることが予測されています。特に75歳以上の後期高齢者は、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）まで急速に増加し、その後も2042年まで緩やかに増加し続けることが見込まれています。

老後の生活や健康づくり等、将来に対する高齢者の負担を軽減し、改善していくためには、国・県・市といった行政における高齢者施策の推進はもちろんのこと、高齢者が自立して住み慣れた地域で安心して生活が営めるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいが一体となって包括的・継続的な支援体制を推進していくことが望まれます。

本町では第4次由良町総合計画において、「健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり」をまちづくりのテーマとして掲げ、由良町総合戦略においても由良町健康いきいき体操などの健康増進対策を進め、互いを尊重し合い、誰もが健康に暮らせるよう、一人ひとりの健康意識を高め、病気や介護状態にならない健康づくり・介護予防施策に取り組んでいます。

このような中、本町は平成29年で高齢化率がすでに36%を超え、超高齢社会に突入しています。今後も可能な限り住み慣れた地域で自ら有する能力を最大限に活かし、自立した生活を営むことができるように、住民の多様化するニーズに対応していくとともに、行政をはじめ、住民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、連携して支え合いながら健康・福祉のまちの実現をめざします。

基本理念は前回計画を踏襲し、「健康でいきいき 自分らしい暮らしをめざせるまちづくり」と定めます。

#### ■基本理念

健康でいきいき

自分らしい暮らしをめざせるまちづくり

## 2. 基本目標

### 基本目標１ 健康づくり・生きがいの推進

高齢者が健康に暮らしていくためには、住民一人ひとりが健康づくりに対して、積極的に取り組んでいくことが大切です。特に要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を早期発見し、疾病予防や介護予防事業により事前予防を図っていきます。そのために、高齢者の健康づくり・介護予防に対するニーズを把握することや、誰もが気軽に楽しく参加できる機会づくりが必要です。高齢者ができる限り要介護状態にならないため、健康づくり、介護予防事業の推進に取り組みます。

また、本町では社会参加の促進などに取り組み、高齢者の生きがいづくり対策に取り組んできました。明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験を活かして、就労や様々な社会活動へ参加するとともに、自らが地域社会の一員として活躍していく積極的な社会参加を目指します。

### 基本目標２ 地域包括ケアシステムの推進

本計画においては、「地域包括ケアシステム」構築のため、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の推進」、「生活支援・介護予防サービスの充実」に係る施策を重点事項として取り組むこととします。

本町では、高齢者のニーズに対して、保健・医療・福祉サービスを一元的に提供できるよう在宅医療と在宅介護の充実に向け、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた関係機関との連携やサービスの全体的な構築を図ります。

### 基本目標３ 高齢者の安心・安全への取り組みと地域の支え合いの強化

今後も高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくためには、公的サービスのみならず、地域による日常生活への支援が不可欠です。すべての地域住民に対して、地域に暮らす住民一人ひとりが地域に目を向け主体的に関わり、支え合う仕組みの浸透を図り、お互いが気軽に支え合える地域づくりを支援します。

高齢者の尊厳を保持するため、高齢者の権利擁護を積極的に図り、虐待防止に努めます。また、有事の際に備え地域住民の意識向上や地域間でのつながりの強化を推進します。

### 3. 施策体系

#### 基本理念

健康でいきいき

自分らしい暮らしをめざせるまちづくり

#### 基本目標

##### 基本目標1

健康づくり・生きがいの推進

#### 施策

1. 健康づくりの推進
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
3. 高齢者の生きがいのづくりと社会参加の推進

##### 基本目標2

地域包括ケアシステムの推進

1. 地域包括支援センターの機能強化
2. 地域ケア会議の充実
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症施策の推進
5. 生活支援体制整備事業の整備

##### 基本目標3

高齢者の安心・安全への取り組みと  
地域の支え合いの強化

1. 高齢者の見守り体制の推進
2. 身近な地域での生活支援
3. 高齢者の権利擁護の推進
4. 高齢者の住環境等の整備
5. 介護給付適正化へ向けた取り組みの推進



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1

### 健康づくり・生きがいづくりの推進

---

#### 1. 健康づくりの推進

一人ひとりの自主的な健康管理と健康づくりを基本に、町全体で健康づくりの活動などを通じて各種事業の推進に努めます。

##### (1) 地域における普及・啓発事業

住民の疾病予防と健康の保持・増進を図るために、個人の健康に対する健康管理意識を育てるとともに、家庭における健康的な生活に取り組むために、食生活改善や生活習慣病予防などの教室等を開催するほか、情報提供や啓発活動を効果的に行い、健康づくりに関する正しい知識の普及を図っていきます。生活習慣病や老人性疾患などを適切に予防するには、日頃からかかりつけ医等に相談し、生活習慣の改善などにつなげることが重要です。

住民が自身の健康についてかかりつけ医に気軽に相談でき、疾病の初期段階で適切な処置が行われるよう、かかりつけ医を持つことの重要性について引き続き啓発していきます。

##### (2) 疾病予防の推進

健康の維持・増進のために疾病の早期発見を目的に実施してきた保健事業について、平成 20 年 4 月からは健康増進法のもと、健康づくりや疾病予防に重点を置き推進しています。

特に、生活習慣病の予防対策を効果的に行うため、疾病の特性や対象者一人ひとりの置かれた生活環境等をふまえて、各種健康相談、健康教育についても実施内容の充実を一層図っていきます。

##### ①健康相談

健康面の問題に対する不安の軽減及び適切な治療の受け方などについて、相談や指導を行います。

また、メタボリックシンドローム予防・がん予防等、病態別に個人の食生活や生活習慣を考慮した相談や指導・助言を行います。

##### ②健康教育

生活習慣病の予防や健康管理に必要な知識を習得するための教室や講座を開催し、健康的な暮らしへの行動を支援します。

### ○個別健康教育

対象者が指導者から直接受ける健康教育であり、高血圧・高脂血症・糖尿病等について支援します。

個別健康教育は平成 20 年度から、老人保健法から健康増進法に位置づけられました。国民健康保険の対象者については、メタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた特定保健指導を行い、生活習慣を具体的に把握しながら継続的に行うことにより、生活習慣行動の改善を支援します。

### ○集団健康教育

生活習慣病やその他健康に関することについて、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識を高め、各個人が主体的に健康の保持・増進のために取り組めるよう支援します。

## （３）各種検診の充実

住民が元気でいきいきと暮らすため、介護予防と併せて、健康づくりと疾病予防を推進します。

### ①健康診査事業

生活習慣病の予防や疾病の早期発見を行うために、様々な健康診査を実施しています。

### ②がん検診事業

がんを早期に発見し、適切な治療を行うことができるよう、がん検診を実施しています。

## （４）感染症対策の充実

感染症に関する正しい知識の普及と理解を深めるための普及活動などを積極的に進めるとともに、各種予防活動の充実を図っていきます。本町では、満 65 歳以上の方に対し、高齢者インフルエンザ予防接種を実施しています。

## （５）健康増進対策の実施

壮年期からの健康促進を図るとともに、生活習慣病の予防や、高齢者の要支援・要介護状態等になることを予防するため、町内でのウォーキング大会やスポーツ・文化活動のイベントを開催し、由良町全体で健康づくりに取り組みます。

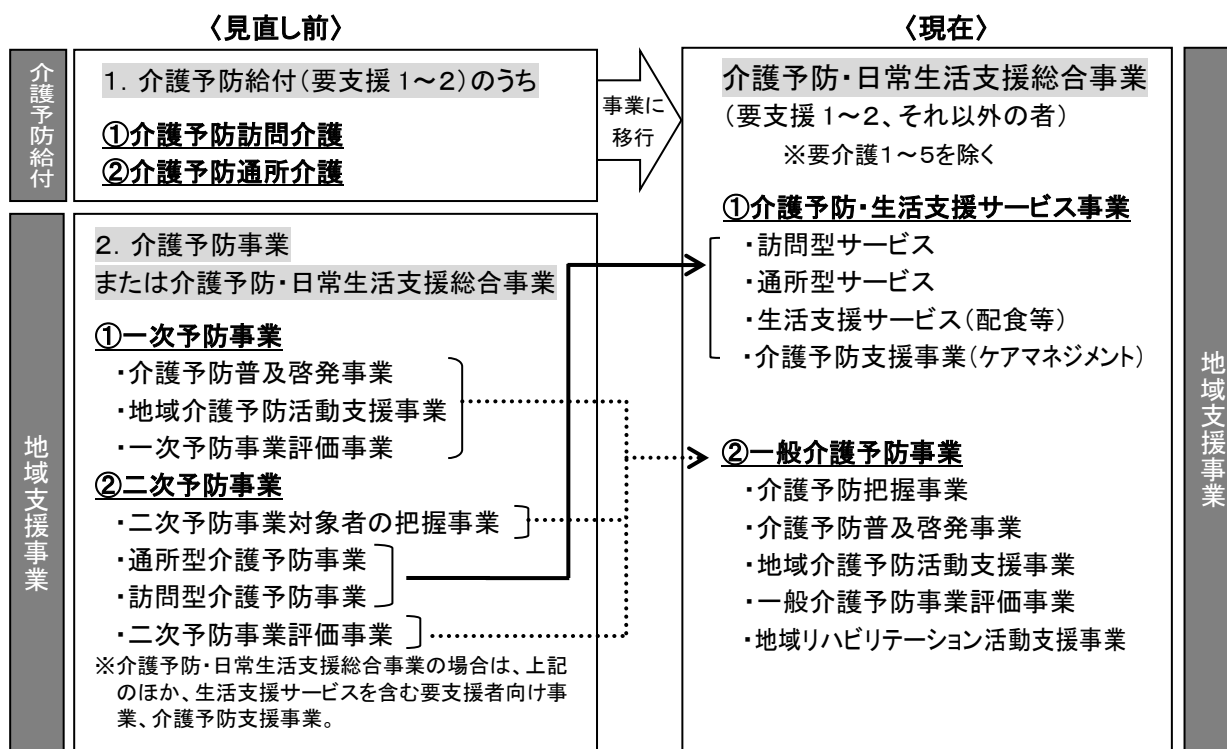
また、由良町のオリジナルである「由良町健康いきいき体操」の普及に努めます。

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすものです。

事業の構成は以下のようになっています。

### ■事業の構成



### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

本町では、平成 29 年 4 月から総合事業を実施しています。従来の介護予防給付に相当する現行相当サービス（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を実施しています。今後は、緩和型サービスの充実が課題となっています。

### (2) 一般介護予防事業

従来の一次予防事業と二次予防事業は、「介護予防把握事業」、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「一般介護予防事業評価事業」、「地域リハビリテーション活動支援事業」の一般介護予防事業として再編されました。

これらの新しい介護予防サービスを充実させ、高齢者の自立した生活を支援し、ささえ合いのできる地域づくりの推進が重要となっています。

### 3. 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が長い人生を豊かに過ごしていくためには、一人ひとりが生きがいを持ち活動的に暮らしていくこと、また、高齢者自身が地域の中で知識や経験を活かして積極的に社会参加していくことが重要であり、それは活力ある地域づくりにとっても必要不可欠なことです。

高齢者が住み慣れた地域で、心身ともに健康で過ごすことができ、より多くの分野で活躍できるよう、取り組みを進める必要があります。

#### （１）高齢者の就労機会の拡大

高齢者が自ら培ってきた知識や経験、能力が地域で活かされるように地域の日常生活に密着した仕事を提供するなど、就労機会の拡大に努めていきます。

#### （２）老人クラブへの支援

高齢者が地域社会の一員として生きがいを持って活躍できるよう、自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動や地域を豊かにする各種活動に取り組んでいる老人クラブへの支援を積極的に行っていきます。

#### （３）交流機会の充実

地域の身近な所で、交流する機会と場を提供することによって、高齢者をはじめとした住民の交流機会の拡充を図ります。高齢者の自主的な社会参加・学習活動を行う場である公民館等公共施設などを活用し、余暇時間の充足や交流機会の充実を図るとともに、仲間づくりや健康づくりを推進します。

また、世代間交流を通じて地域とのつながりを深めるとともに、高齢者に限らず様々な世代がまちづくりに参画できるように、行政をはじめとする関係機関や住民との連携・協働のより一層の充実に努めます。

#### （４）ボランティア活動等の推進

高齢者や中高年世代が自らの知識や経験を活かし、幅広い世代間の交流事業など地域の実情に即した活動ができるよう、参加機会の拡充や各種ボランティア活動等の推進を支援していきます。

高齢者同士の支え合いによる活動にとどまらず、地域社会での支え合いの基盤づくり図れるよう、支援していきます。

## 基本目標 2

### 地域包括ケアシステムの推進

#### 1. 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて地域包括支援センターを中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を発揮し、相互に連携・協働しながら取り組んでいます。

認知症初期集中支援チームを設置し、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業を推進するなど機能強化を図っています。

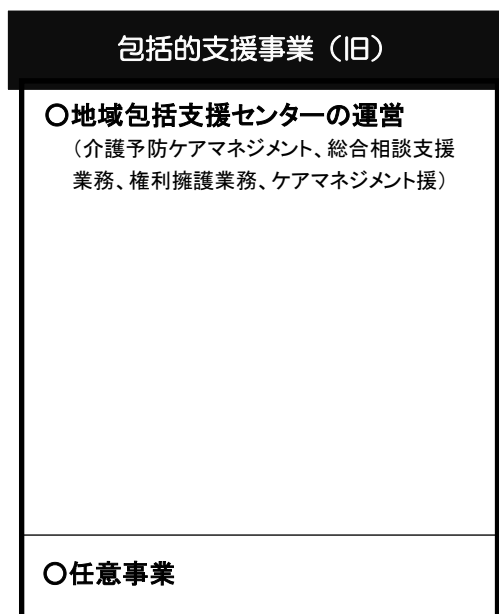
また、権利擁護や高齢者虐待の相談件数が増加していることから、複雑で、時間を要する対応が増えています。ケアマネジャーなどから相談のあるケースについても、個別地域ケア会議を積極的に開催することなどが必要となっています。これらの強化を進めるためには、地域包括支援センターの普及啓発や人材の育成、体制強化などが課題としてあげられます。

また、総合事業の創設に伴い、以下の4事業が社会保障充実分として包括的支援事業に追加されています。

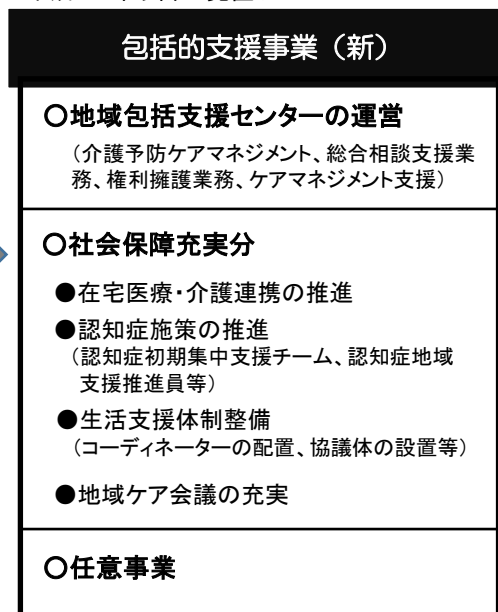
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の設置等）
- 生活支援体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置等）
- 地域ケア会議の充実

#### ■ 地域包括支援センターの機能強化

平成 18 年～平成 27 年まで



平成 28 年以降の見直し



#### 数値目標

| 指標名                                  | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|--------------------------------------|----------|----------|----------|
| 介護支援専門員から受けた相談事例の内容や件数等を整理・分類した件数(件) | 40       | 40       | 40       |
| 介護支援専門員を対象とした研修会の実施回数(回)             | 2        | 2        | 2        |

## 2. 地域ケア会議の充実

要介護者などに適切な保健・医療・福祉サービスを提供するために、地域包括支援センターを中心に居宅介護支援事業者とサービス提供事業者、保健・医療・福祉の関係者などで構成する「地域ケア会議」を実施し、地域の社会資源やニーズなどの情報・意見を交換し、地域の現状や課題を把握・検討しています。

個別ケース（困難事例）を通じたネットワークの構築やケアマネジメントの支援、地域課題の把握を実施することで、多職種連携、地域のニーズや社会資源を的確に把握可能になり、地域課題への取り組みを推進し、高齢者が地域で生活しやすい環境づくりを図ります。

また、地域ケア個別会議の開催を検討し、高齢者の自立支援・重度化防止への取り組みに努めます。

## 3. 在宅医療・介護連携の推進

医療機関等との連携による地域資源の把握や研修等を通じて、医療と介護の密接なネットワークを構築し、効率的・効果的できめ細かなサービスの提供を目指します。

今後も、医療・介護関係者間で連携をさらに充実させ、地域住民への情報提供や普及啓発を推進していきます。

## 4. 認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断、早期対応や認知症地域支援推進員による相談対応等により、認知症になっても安心して生活ができる地域を目指します。

また、認知症サポーターの養成については、1 年間に 30 人の養成を目指します。

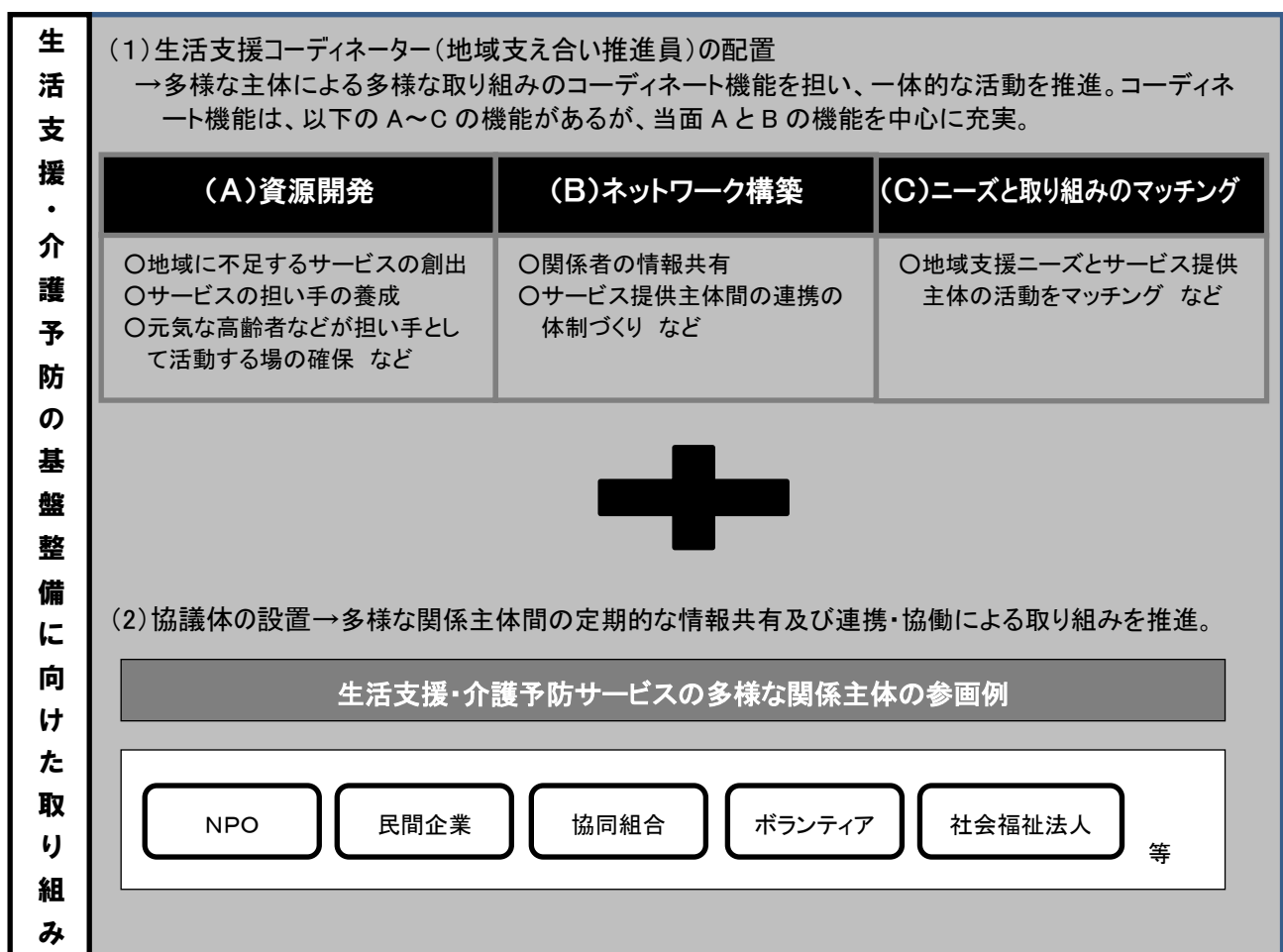
## 数値目標

| 指標名              | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|------------------|----------|----------|----------|
| 認知症サポーターの養成人数(人) | 30       | 30       | 30       |

## 5. 生活支援体制整備事業の整備

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に、生活支援コーディネーターの設置を進めています。また、コーディネーター及び生活支援等サービスの提供主体が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場となる、生活支援体制整備推進協議体の設置を検討しています。主な事業内容としては、地域資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取り組みのマッチングがあります。

### 【参考】生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割



※コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

## 基本目標 3

# 高齢者の安心・安全への取り組みと地域の支え合いの強化

## 1. 高齢者の見守り体制の推進

高齢化や核家族化の進展に伴い、一人暮らしや高齢夫婦世帯が増加し、家庭内の介護力が低下しており、公的なサービスだけではすべての高齢者を支えることは困難になっています。高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域住民が連帯を深め、助け合い、支え合う体制づくりを進める必要があります。

### （１）地域見守りネットワーク体制の整備

住み慣れた家庭で安心して生活が送れるよう、家庭内での安全、安心対策として 緊急通報装置の設置推進、消防や警察、民生・児童委員など地域との連携を円滑にし、安心、安全なネットワークを構築していきます。

また、地域包括支援センターを中核として、保健・医療・福祉の関係機関とのネットワークの構築を図ります。さらに、住民による地域福祉活動とも連携を強化し、きめ細かな地域ケア体制の確立を目指します。

さらに、老人クラブや各種ボランティア団体等との協力を得て、身近な見守り活動等をはじめとする住民活動の活発化などに向けて地域福祉の推進及び住民の積極的な参画、協力を要請します。

### （２）福祉意識の啓発

町内の小・中学校において、福祉教育や福祉体験事業の推進を図ります。また、社会教育における生涯学習活動等あらゆる機会をとらえて住民の福祉意識の向上に向けた取り組みを進めます。また、高齢者に対する住民の理解を深めるため、各種パンフレット等による啓発を行います。

## 2. 身近な地域での生活支援

本町においては、地域で自立した高齢者の生活支援のため、在宅における高齢者の安心した生活を支援しています。

日常生活上の支援を必要とする高齢者に対して、生活に密着したきめ細かなサービスを提供することにより、要介護状態への移行を抑制するとともに、在宅生活の支援など、生きがいや外出機会の確保につなげていきます。

### （１）日常生活の支援

一人暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者等が、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるように日常生活の支援に努めます。



### 3. 高齢者の権利擁護の推進

地域包括支援センターでは、高齢者の権利擁護（悪徳商法被害・高齢者虐待等）への対応を行っています。

虐待の相談・通報件数は全国的に年々増加傾向にあり、認知症の早期発見や早期対応、医療との連携、介護保険サービス等の適切な利用により、介護負担の軽減や虐待を未然に防ぐ介護者支援の取り組みが重要となります。複雑な要因が重なって発生する虐待には、関係機関との連携による対応が必要です。

虐待の相談・通報窓口を住民の方に周知するとともに、高齢者が尊厳をもって生活ができる地域づくりを進めていく必要があります。

#### （１）高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法：平成 18 年 4 月施行）では、家庭における養護者や施設等の職員による虐待により、高齢者の生命・身体に重大な危険が生じていることを発見した者は、町や地域包括支援センターへ通報しなければならないこととされています。

住民及び事業者への啓発資料の配布や講演会の開催など、高齢者虐待予防の普及・啓発を行い、地域全体で虐待予防、早期発見・早期対応についての意識の啓発を図ります。

また、介護保険事業者や相談窓口担当者に対して、高齢者虐待防止への対応や介護者のケアに関する技術的・専門的な支援を図ります。

特に、介護を必要とする高齢者等への虐待の防止を図るため、虐待予防・早期対応・アフターケアなどの体制が充実するように、介護保険サービス事業者や民生・児童委員、警察などの関係機関との連携を深めていきます。

#### （２）日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

自分で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を支援します。

事業実施にあたっては、社会福祉協議会と連携し、事業の展開を図っています。

#### （３）成年後見制度利用支援

判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に対して、家庭裁判所に成年後見制度の申し立てに際しての助成等を行います。

## 4. 高齢者の住環境等の整備

高齢者を守るため、相談・支援業務等を強化していく必要があります。

また、有事の際の対応には、地域の住民の協力が不可欠であり、住民の自助・共助の意識の啓発や、地域における見守り・協力体制の確立などを進めていく必要があります。

### （１）緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者等に対して、急病時等に緊急対応が可能な緊急通報装置等を設置することで、家庭内の安全、安心対策の充実を図ります。

### （２）地域の安全・安心活動の実施

有事の際には、地域の協力なくしては難しく、地域のつながりや日常的な見守り活動が、自らの生活を守ることと再認識されるようになりました。

高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加するなか、高齢者自身の意識に働きかけるとともに、民生・児童委員など地域との連携を図りながら、見守り活動が効果的に展開できるように取り組み、また、災害時に支援が必要な高齢者等の状況の把握に努めます。

### （３）高齢者の住環境の整備

地域において高齢者の安定した暮らしの確保をより一層進めるためには、医療・介護・福祉、そして住まいが連携し、安心できる介護サービスや生活支援サービスが適切に提供される住環境の整備を促進していくことが必要です。

高齢期における身体機能の低下に対応し、自立や介護に配慮した居住の安定確保や住宅環境のバリアフリー化を推進します。また、高齢者が安全で快適な生活ができるよう、高齢者の心身に配慮した環境整備を図られるよう、取り組んでいきます。

高齢者の身体機能の低下や障害の程度に応じて自宅のバリアフリー化を進めていくために、家屋の改造、改修工事等に関する情報提供や住宅改修に関する相談など各種支援を実施します。

## 5. 介護給付適正化へ向けた取り組みの推進

介護保険は在宅介護重視を一つの目的として掲げており、実際のサービス利用についても、居宅サービスの伸びは年々大きくなっています。在宅介護を推進していくために、居宅介護サービスの充実、ケアマネジメントの質の向上、介護サービス事業者を含めた連携体制の強化など、様々な観点からの基盤整備や質的向上を図っていく必要があります。

地域密着型サービスについても、地域におけるゆとりのある継続的な支援体制の整備という面から、より一層の事業所の整備を促進していきます。

今後もさらに増加すると想定される要介護状態の認知症高齢者や一人暮らし高齢者に対応するために、利用の促進ということも併せて推進していきます。

また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの介護保険施設の入所に際しては、要介護度3～5の緊急性の高い方から施設入所が可能ですが、利用者が適切な施設を選択して利用できるよう、圏域との調整を図りながら施設サービスの提供に努めます。

さらに、施設での生活を居宅に近いものとするため、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重するような整備・支援体制を促進していきます。

### （１）介護関係機関の連携体制の強化とその支援

介護や支援を必要とする人がいつでも安心して介護サービスを円滑に利用できるように、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携強化が必要です。

さらに、介護保険サービスの質の向上に向け、介護サービス事業者による情報交換の機会を拡大するなど、町と事業者、あるいは事業者同士の連携体制の強化を促進します。

また、所管する地域密着介護サービス事業所については、指定の有効期間中に1回以上の割合で実地指導を実施します。

### （２）相談体制及び苦情処理体制の推進

#### ①相談体制

地域包括支援センターでは、地域の身近な相談窓口として、介護保険制度、介護予防、権利擁護など保健・福祉全般の総合的な相談や関係機関との連絡調整を図るとともに、利用者の立場に立った生活に密着したきめ細かな相談支援活動を推進します。

#### ②苦情処理体制

苦情が寄せられた場合は、住民の意向をよく聴き、事業者への事実照会も行い解決に努めます。また、苦情や意見を述べやすくなるよう工夫を図り、その発生原因を分析し、事業者への周知も行いながら、苦情発生の未然防止に努めます。

町での対応が難しい苦情や問題は、和歌山県や国民健康保険団体連合会とも連携し、適切な問題解決を行っていきます。

### （３）介護保険運営の安定化に資する施策の推進

主要５事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療費情報との突合、介護給付費通知）の着実な実施に努めます。

#### ①要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所など、介護支援専門員が実施した更新申請にかかる認定調査の結果について、点検を実施します。

また、町で行っている認定調査についても点検を行い、認定調査の平準化を図ります。

##### 数値目標

| 指標名           | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|
| 認定調査状況チェック（％） | 100      | 100      | 100      |

#### ②ケアプランの点検

ケアプランの点検については、町内の居宅介護支援事業所すべてに年１回以上実施し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。

#### ③住宅改修等の点検

住宅改修については、利用者の実態に沿って適切な改修が行われるよう、工事見積書の点検及び改修工事前後において現地調査を行います。

また、福祉用具購入については、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

##### 数値目標

| 指標名       | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 住宅改修（件）   | 3        | 3        | 3        |
| 福祉用具購入（件） | 3        | 3        | 3        |

#### ④縦覧点検・医療費情報との突合

国保連合会と連携し、縦覧点検・医療費情報との突合を行い、過誤請求の発見に努めます。

##### 数値目標

| 指標名               | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 縦覧点検・医療費情報との突合（％） | 100      | 100      | 100      |

#### ⑤介護給付費通知

介護サービス受給者に対して、年に２回、給付費通知を発送することにより受給者に通知内容どおりのサービスの提供を受けたか、支払った利用者負担額と相違ないかどうかの確認を促します。また、受給者から疑義があるサービス利用実績等を申し出てもらうことにより、事業所から不正な請求などの抑制に努めます。

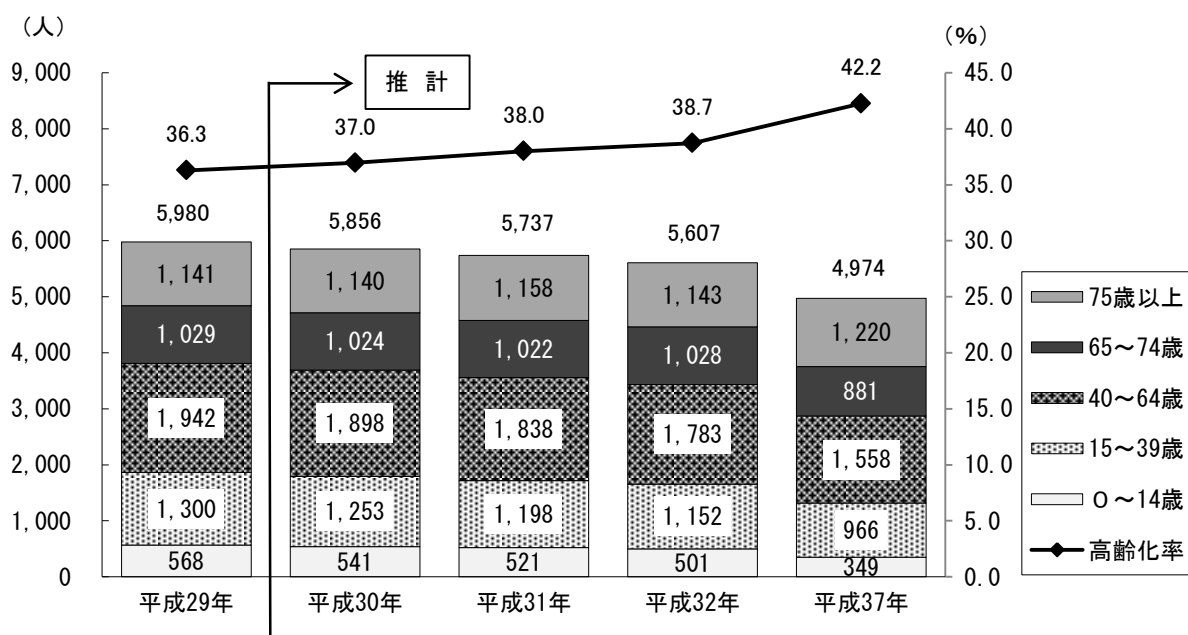
# 第5章 介護保険事業計画

## 1. 介護保険サービス見込量の推計

### (1) 将来人口と被保険者数の推計

住民基本台帳の男女別・年齢1歳刻み人口の推移に基づき、コーホート変化率法により由良町の将来人口を推計しました。由良町の人口は今後減少が続く一方で、高齢化率は緩やかな増加が予想されています。第1号被保険者数（65歳以上人口）の推移をみると、平成29年の2,170人から、平成32年には2,171人になるとみられます。65～74歳、75歳以上ともほぼ横ばいでの推移と見込まれます。一方、第2号被保険者数（40～64歳人口）は一貫して減少傾向の予測となっています。

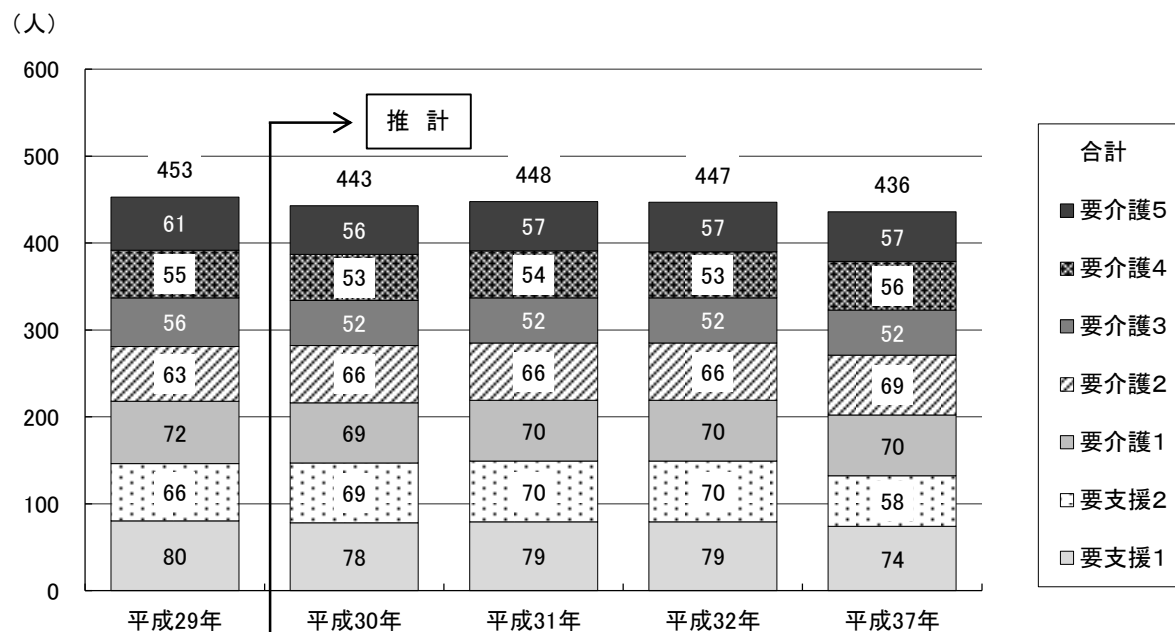
■人口推計（平成30年～平成32年・平成37年）



## （２）要介護（要支援）認定者数の推計

これまでの年代別要介護認定率の動向を踏まえて、認定者数の推計を行っています。要介護認定者数は、第 7 期（平成 30～32 年）には微減が見込まれ、平成 32 年の要介護認定者数は 447 人と推計されます。

### ■要介護（要支援）認定者数の推計（平成 30 年～平成 32 年・平成 37 年）



### (3) 居宅サービスの見込量の推計

居宅サービスについて、第6期計画期間中の要介護度別の利用率や1人あたりの利用回数(日数)の動向等から、それぞれのサービスについての利用回数(日数)、利用者数を推計しました。なお、表中の回数・日数・利用者数の数値は、月毎の実績を合算した年間の数値です(以下同様)。

なお、平成30年度以降の介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、総合事業へ移行しました。

#### ■介護予防サービスの利用者数等の実績及び推計(予防給付)(年間)

|                       |      | 第6期(実績値) |        |         | 第7期(見込み) |        |        |
|-----------------------|------|----------|--------|---------|----------|--------|--------|
|                       |      | 平成27年度   | 平成28年度 | ※平成29年度 | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 介護予防訪問介護              | 利用者数 | 433      | 348    | 198     |          |        |        |
| 介護予防訪問入浴介護            | 利用回数 | 0        | 0      | 0       | 0        | 0      | 0      |
|                       | 利用者数 | 0        | 0      | 0       | 0        | 0      | 0      |
| 介護予防訪問看護              | 利用回数 | 2,272    | 1,683  | 1,699   | 1,940    | 2,021  | 2,029  |
|                       | 利用者数 | 183      | 155    | 155     | 156      | 156    | 156    |
| 介護予防訪問<br>リハビリテーション   | 利用日数 | 459      | 1,096  | 1,450   | 1,380    | 1,642  | 1,726  |
|                       | 利用者数 | 30       | 71     | 85      | 84       | 96     | 96     |
| 介護予防居宅療養管理指導          | 利用者数 | 24       | 35     | 16      | 24       | 24     | 24     |
| 介護予防通所介護              | 利用者数 | 673      | 674    | 484     |          |        |        |
| 介護予防通所リハビリテーション       | 利用者数 | 0        | 5      | 8       | 12       | 24     | 36     |
| 介護予防短期入所生活介護          | 利用日数 | 459      | 278    | 413     | 396      | 426    | 432    |
|                       | 利用者数 | 64       | 82     | 135     | 132      | 156    | 192    |
| 介護予防短期入所療養介護<br>(老健)  | 利用日数 | 5        | 8      | 0       | 0        | 0      | 0      |
|                       | 利用者数 | 2        | 2      | 0       | 0        | 0      | 0      |
| 介護予防短期入所療養介護<br>(病院等) | 利用日数 | 0        | 0      | 0       | 0        | 0      | 0      |
|                       | 利用者数 | 0        | 0      | 0       | 0        | 0      | 0      |
| 介護予防福祉用具貸与            | 利用者数 | 279      | 275    | 275     | 300      | 312    | 312    |
| 特定介護予防福祉用具購入費         | 利用者数 | 26       | 18     | 18      | 60       | 60     | 60     |
| 介護予防住宅改修              | 利用者数 | 25       | 19     | 27      | 24       | 24     | 24     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護       | 利用者数 | 33       | 21     | 48      | 48       | 48     | 48     |
| 介護予防支援                | 利用者数 | 1,129    | 1,053  | 900     | 624      | 624    | 624    |

※平成29年度の数値は見込値



■ 居宅介護サービスの利用者数等の実績及び推計（介護給付）（年間）

|                   |      | 第 6 期（実績値）  |             |              | 第 7 期（見込み）  |             |             |
|-------------------|------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
|                   |      | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | ※平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 | 平成<br>32 年度 |
| 訪問介護              | 利用回数 | 11,609      | 14,551      | 16,009       | 16,272      | 17,208      | 18,036      |
|                   | 利用者数 | 484         | 565         | 560          | 528         | 564         | 588         |
| 訪問入浴介護            | 利用回数 | 40          | 5           | 0            | 60          | 60          | 60          |
|                   | 利用者数 | 10          | 1           | 0            | 12          | 12          | 12          |
| 訪問看護              | 利用回数 | 5,162       | 4,825       | 4,800        | 5,148       | 5,197       | 5,484       |
|                   | 利用者数 | 336         | 365         | 480          | 504         | 528         | 648         |
| 訪問リハビリ<br>テーション   | 利用日数 | 541         | 411         | 270          | 391         | 450         | 485         |
|                   | 利用者数 | 34          | 33          | 26           | 36          | 48          | 48          |
| 居宅療養管理指導          | 利用者数 | 103         | 128         | 196          | 264         | 276         | 288         |
| 通所介護              | 利用回数 | 13,280      | 12,219      | 13,112       | 13,531      | 13,814      | 14,095      |
|                   | 利用者数 | 1,302       | 1,165       | 1,200        | 1,200       | 1,296       | 1,308       |
| 通所リハビリ<br>テーション   | 利用回数 | 191         | 497         | 525          | 529         | 503         | 588         |
|                   | 利用者数 | 26          | 47          | 70           | 72          | 72          | 84          |
| 短期入所生活介護          | 利用日数 | 4,174       | 4,029       | 4,421        | 4,464       | 4,500       | 4,620       |
|                   | 利用者数 | 385         | 658         | 660          | 660         | 672         | 684         |
| 短期入所療養介護<br>（老健）  | 利用日数 | 342         | 317         | 343          | 360         | 420         | 504         |
|                   | 利用者数 | 32          | 33          | 35           | 36          | 48          | 60          |
| 短期入所療養介護<br>（病院等） | 利用日数 | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |
|                   | 利用者数 | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |
| 福祉用具貸与            | 利用者数 | 669         | 854         | 830          | 1,032       | 1,068       | 1,092       |
| 特定福祉用具購入費         | 利用者数 | 21          | 26          | 40           | 60          | 60          | 60          |
| 住宅改修費             | 利用者数 | 27          | 27          | 20           | 24          | 24          | 24          |
| 特定施設入居者<br>生活介護   | 利用者数 | 93          | 131         | 144          | 144         | 144         | 144         |
| 居宅介護支援            | 利用者数 | 1,689       | 1,927       | 2,000        | 2,016       | 2,040       | 2,052       |

※平成 29 年度の数値は見込値

## （４）地域密着型サービスの見込量の推計

地域密着型サービスについて、第６期計画期間中の要介護度別の利用率や１人あたりの利用回数（日数）の動向等から、それぞれのサービスについての利用回数（日数）、利用者数を推計しました。また、地域密着型通所介護は、平成２８年度より新たに設けられたサービスです。

### ■地域密着型介護予防サービスの利用者数等の推計（年間）

|                                 |      | 第６期（実績値）   |            |             | 第７期（見込み）   |            |            |
|---------------------------------|------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
|                                 |      | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | ※平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 認知症対応型通所介護                      | 利用回数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
|                                 | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 小規模多機能型居宅介護                     | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 認知症対応型共同生活介護<br>（認知症高齢者グループホーム） | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |

※平成２９年度の数値は見込値

### ■地域密着型サービスの利用者数等の推計（介護給付）（年間）

|                                 |      | 第６期（実績値）   |            |             | 第７期（見込み）   |            |            |
|---------------------------------|------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
|                                 |      | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | ※平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護<br>看護            | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 夜間対応型訪問介護                       | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 認知症対応型通所介護                      | 利用回数 | 256        | 257        | 260         | 252        | 252        | 252        |
|                                 | 利用者数 | 12         | 12         | 12          | 12         | 12         | 12         |
| 小規模多機能型居宅介護                     | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 認知症対応型共同生活介護<br>（認知症高齢者グループホーム） | 利用者数 | 36         | 35         | 43          | 48         | 48         | 48         |
| 地域密着型特定施設入居者生<br>活介護            | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護        | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 看護小規模多機能型居宅介護                   | 利用者数 | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| 地域密着型通所介護                       | 利用回数 |            | 4,277      | 4,444       | 4,512      | 4,512      | 4,512      |
|                                 | 利用者数 |            | 361        | 432         | 456        | 456        | 456        |

※平成２９年度の数値は見込値

## （５）施設サービスの見込量の推計

施設サービスについて、町内または近隣自治体における施設整備の動向を勘案して、見込量を設定しました。

### ■介護保険施設サービスの利用者数等の推計（年間）

|           |      | 第 6 期（実績値）  |             |              | 第 7 期（見込み）  |             |             |
|-----------|------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
|           |      | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | ※平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 平成<br>31 年度 | 平成<br>32 年度 |
| 介護老人福祉施設  | 利用者数 | 764         | 796         | 792          | 804         | 804         | 804         |
| 介護老人保健施設  | 利用者数 | 425         | 350         | 341          | 360         | 360         | 360         |
| 介護医療院     | 利用者数 |             |             |              | 12          | 12          | 12          |
| 介護療養型医療施設 | 利用者数 | 0           | 0           | 0            | 0           | 0           | 0           |

※平成 29 年度の数値は見込値

## 2. 給付費の推計

### (1) 予防給付費の推計

第7期計画期間中（平成30年度～平成32年度）の予防給付費を、第6期計画期間中の実績に基づいて推計しました。

■ 予防給付費の実績及び推計

（単位：千円）

|                    | 第 6 期 （ 実 績 値 ） |             |              | 第 7 期 （ 見 込 み ） |             |             |
|--------------------|-----------------|-------------|--------------|-----------------|-------------|-------------|
|                    | 平成<br>27 年度     | 平成<br>28 年度 | ※平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度     | 平成<br>31 年度 | 平成<br>32 年度 |
| 1) 介護予防サービス        |                 |             |              |                 |             |             |
| ①介護予防訪問介護          | 10,488          | 8,808       | 4,949        |                 |             |             |
| ②介護予防訪問入浴介護        | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ③介護予防訪問看護          | 7,422           | 6,333       | 5,605        | 7,027           | 7,361       | 7,385       |
| ④介護予防訪問リハビリテーション   | 1,272           | 3,038       | 4,349        | 3,852           | 4,583       | 4,817       |
| ⑤介護予防居宅療養管理指導      | 445             | 391         | 190          | 305             | 305         | 305         |
| ⑥介護予防通所介護          | 18,041          | 18,058      | 12,831       |                 |             |             |
| ⑦介護予防通所リハビリテーション   | 0               | 118         | 203          | 239             | 478         | 716         |
| ⑧介護予防短期入所生活介護      | 2,837           | 2,163       | 2,683        | 2,439           | 2,589       | 2,669       |
| ⑨介護予防短期入所療養介護（老健）  | 37              | 58          | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ⑩介護予防短期入所療養介護（病院等） | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ⑪介護予防福祉用具貸与        | 1,366           | 1,493       | 1,487        | 1,499           | 1,536       | 1,571       |
| ⑫特定介護予防福祉用具購入費     | 743             | 485         | 463          | 1,200           | 1,200       | 1,200       |
| ⑬介護予防住宅改修          | 1,754           | 1,563       | 2,179        | 2,400           | 2,400       | 2,400       |
| ⑭介護予防特定施設入居者生活介護   | 2,049           | 991         | 3,804        | 3,923           | 3,925       | 3,925       |
| 2) 地域密着型介護予防サービス   |                 |             |              |                 |             |             |
| ①介護予防認知症対応型通所介護    | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ②介護予防小規模多機能型居宅介護   | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ③介護予防認知症対応型共同生活介護  | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| 3) 介護予防支援          | 4,952           | 4,733       | 4,052        | 2,825           | 2,826       | 2,826       |
| 予防給付費計             | 51,407          | 48,232      | 42,797       | 25,709          | 27,203      | 27,814      |

※平成29年度の数値は見込値

※端数処理の関係で合計が一致しないことがあります

## (2) 介護給付費の推計

第7期計画期間中（平成30年度～平成32年度）の介護給付費を、第6期計画期間中の実績に基づいて推計しました。

### ■介護給付費の実績及び推計

（単位：千円）

|                | 第6期（実績値）   |            |             | 第7期（見込み）   |            |            |
|----------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
|                | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | ※平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 1) 居宅サービス      |            |            |             |            |            |            |
| ①訪問介護          | 30,213     | 37,203     | 41,634      | 42,655     | 45,027     | 47,243     |
| ②訪問入浴介護        | 438        | 57         | 0           | 693        | 694        | 694        |
| ③訪問看護          | 21,856     | 18,946     | 17,740      | 19,143     | 19,294     | 19,351     |
| ④訪問リハビリテーション   | 1,518      | 1,157      | 763         | 1,110      | 1,280      | 1,379      |
| ⑤居宅療養管理指導      | 1,170      | 1,435      | 2,156       | 3,099      | 3,221      | 3,272      |
| ⑥通所介護          | 111,151    | 100,490    | 108,832     | 111,021    | 111,728    | 113,283    |
| ⑦通所リハビリテーション   | 1,632      | 3,713      | 4,985       | 4,801      | 4,941      | 5,032      |
| ⑧短期入所生活介護      | 35,232     | 32,147     | 38,459      | 38,774     | 38,931     | 39,975     |
| ⑨短期入所療養介護（老健）  | 3,452      | 2,953      | 3,774       | 3,901      | 4,440      | 5,191      |
| ⑩短期入所療養介護（病院等） | 0          | 0          | 0           | 0          | 0          | 0          |
| ⑪福祉用具貸与        | 9,323      | 10,285     | 11,116      | 12,990     | 13,426     | 13,864     |
| ⑫特定福祉用具購入費     | 827        | 879        | 768         | 1,200      | 1,200      | 1,200      |
| ⑬住宅改修          | 2,079      | 1,938      | 1,973       | 2,400      | 2,400      | 2,400      |
| ⑭特定施設入居者生活介護   | 14,726     | 20,996     | 27,316      | 27,502     | 27,515     | 27,515     |

(単位：千円)

|                           | 第 6 期 ( 実 績 値 ) |             |              | 第 7 期 ( 見 込 み ) |             |             |
|---------------------------|-----------------|-------------|--------------|-----------------|-------------|-------------|
|                           | 平成<br>27 年度     | 平成<br>28 年度 | ※平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度     | 平成<br>31 年度 | 平成<br>32 年度 |
| 2) 地域密着型サービス              |                 |             |              |                 |             |             |
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護<br>看護     | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ②夜間対応型訪問介護                | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ③認知症対応型通所介護               | 1,282           | 1,340       | 1,405        | 1,387           | 1,387       | 1,387       |
| ④小規模多機能型居宅介護              | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ⑤認知症対応型共同生活介護             | 9,273           | 8,812       | 10,945       | 11,869          | 11,875      | 11,875      |
| ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護         | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ⑦地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護 | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ⑧看護小規模多機能型居宅介護            | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| ⑨地域密着型通所介護                |                 | 34,558      | 37,775       | 39,935          | 39,952      | 39,952      |
| 3) 施設サービス                 |                 |             |              |                 |             |             |
| ①介護老人福祉施設                 | 191,683         | 176,043     | 190,107      | 202,700         | 202,791     | 202,791     |
| ②介護老人保健施設                 | 110,167         | 92,569      | 88,667       | 90,784          | 90,825      | 90,825      |
| ③介護医療院                    |                 |             |              | 4,109           | 4,109       | 4,109       |
| ④介護療養型医療施設                | 0               | 0           | 0            | 0               | 0           | 0           |
| 4) 居宅介護支援                 | 20,779          | 25,666      | 28,021       | 28,379          | 28,668      | 28,897      |
| 介護給付費計                    | 566,802         | 571,189     | 616,439      | 648,452         | 653,704     | 660,235     |

※平成29年度の数値は見込値

※端数処理の関係で合計が一致しないことがあります

### (3) 介護保険サービス総給付費の推計

介護給付費と予防給付費の推計を合算した総給付費が、第7期計画における介護保険サービス実施に必要と見込まれる給付費の合計となります。

■介護保険サービス総給付費（介護給付費＋予防給付費）（単位：千円）

|        | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 3 か年計       |
|--------|----------|----------|----------|-------------|
| 介護給付費計 | 648, 452 | 653, 704 | 660, 235 | 1, 962, 391 |
| 予防給付費計 | 25, 709  | 27, 203  | 27, 814  | 80, 726     |
| 総給付費   | 674, 161 | 680, 907 | 688, 049 | 2, 043, 117 |

※端数処理の関係で合計が一致しないことがあります

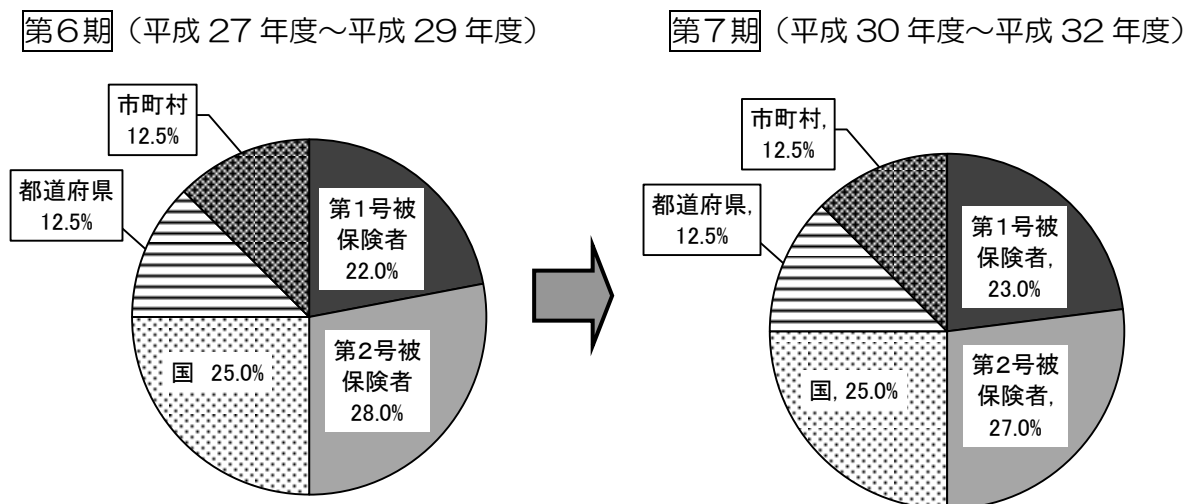
### 3. 保険料（第1号被保険者の負担額）の設定

#### （1）第6期計画からの変更点

保険料基準額の算定にあたり、第6期介護保険事業計画からの主な変更点は以下のとおりです。

##### ①第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合の変更

第7期計画期間中（平成30年度～平成32年度）の負担割合が、第1号被保険者は22%から23%へ、第2号被保険者は28%から27%へ変更になりました。



##### ②所得に応じた負担の見直し

一定以上の所得のある人については、サービス利用負担が現行の2割から3割に引き上げられます。また、特定施設入所者の補足給付についても、一定の所得または資産のある人については、支給要件の見直しが計画されています。

##### ③介護報酬の改定

平成30年度からの介護報酬改定は、平均で0.54%の改定率となりました。事業者の経営状況等を考慮した結果とされています。

##### ④処遇改善に伴う介護報酬の改定

平成31年10月から勤続年数10年以上の介護福祉士については、月額8万円の処遇改善が実施されます。平成31年度は約1%、平成32年度は約2%を見込んでいます。

##### ⑤消費税率の変更

平成31年10月の消費税率の変更（8%→10%）に伴い、平成31年度は約0.2%、平成32年度は約0.4%アップを見込んでいます。



## (2) 介護保険料の算出

### ①平成 30 年度～平成 32 年度の第 1 号被保険者数

| 平成30年度   | 平成31年度   | 平成32年度   |
|----------|----------|----------|
| 2, 143 人 | 2, 159 人 | 2, 150 人 |



|                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3か年合計：6,452人<br><b>所得段階別加入割合補正後被保険者数：5,843人</b><br>(基準額の割合によって補正した平成30年度～平成32年度までの被保険者数) |
|------------------------------------------------------------------------------------------|

### ②平成 30 年度～平成 32 年度の保険給付費（標準給付費見込額）

平成 30 年度～平成 32 年度の標準給付費見込額

|                                   | 平成30年度          | 平成31年度          | 平成32年度          |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総給付費（10 万未満切捨）                    | 674, 100, 000 円 | 680, 900, 000 円 | 688, 000, 000 円 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額                  | 42, 000, 000 円  | 42, 000, 000 円  | 42, 000, 000 円  |
| 高額介護サービス費等給付額                     | 16, 000, 000 円  | 16, 100, 000 円  | 16, 300, 000 円  |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額                 | 2, 500, 000 円   | 2, 500, 000 円   | 2, 500, 000 円   |
| 審査支払手数料                           | 600, 000 円      | 600, 000 円      | 600, 000 円      |
| 消費税引き上げに伴う影響額<br>0%・約 0.2%・約 0.4% | 0 円             | 1, 500, 000 円   | 3, 000, 000 円   |
| 処遇改善に伴う影響額<br>0%・約 1%・約 2%        | 0 円             | 7, 500, 000 円   | 15, 000, 000 円  |
| 合 計                               | 735, 200, 000 円 | 751, 100, 000 円 | 767, 400, 000 円 |



|                                 |
|---------------------------------|
| 第 7 期の標準給付費見込額合計：2,253,700,000円 |
|---------------------------------|

③平成 30 年度～平成 32 年度の地域支援事業費を合計

|                                   | 平成30年度       | 平成31年度       | 平成32年度       |
|-----------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費                  | 25,100,000 円 | 25,200,000 円 | 25,200,000 円 |
| 消費税引き上げに伴う影響額<br>0%・約 0.2%・約 0.4% | 0 円          | 50,000 円     | 100,000 円    |
| 処遇改善に伴う影響額<br>0%・約 1%・約 2%        | 0 円          | 250,000 円    | 500,000 円    |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費合計                | 25,100,000 円 | 25,500,000 円 | 25,800,000 円 |
| 包括的支援事業費・任意事業費                    | 8,000,000 円  | 8,000,000 円  | 8,000,000 円  |
| 合 計                               | 33,100,000 円 | 33,500,000 円 | 33,800,000 円 |



第 7 期の地域支援事業費：100,400,000円

④各年度の調整交付金相当額

(標準給付費見込額＋介護予防・日常生活支援総合事業費見込額× 5 %)

| 平成30年度             | 平成31年度             | 平成32年度             |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 760,300,000 円× 5 % | 776,600,000 円× 5 % | 793,200,000 円× 5 % |



第 7 期の調整交付金相当額合計：116,505,000円

⑤各年度の調整交付金見込額

(標準給付費見込額＋介護予防・日常生活支援総合事業費見込額×調整交付金見込交付割合、千円単位で四捨五入)

| 平成30年度              | 平成31年度              | 平成32年度              |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| 760,300,000 円×8.47% | 776,600,000 円×8.11% | 793,200,000 円×7.89% |



第 7 期の調整交付金見込額合計：189,962,000円

## ○保険料基準額の算定

|                                                  | 平成 30 年度      | 平成 31 年度      | 平成 32 年度      | 合計              |
|--------------------------------------------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|
| 標準給付費見込額 (①)                                     | 735,200,000 円 | 751,100,000 円 | 767,400,000 円 | 2,253,700,000 円 |
| 地域支援事業費 (②)                                      | 33,100,000 円  | 33,500,000 円  | 33,800,000 円  | 100,400,000 円   |
| うち 介護予防・日常生活支援総合事業費 (③)                          | 25,100,000 円  | 25,500,000 円  | 25,800,000 円  | 76,400,000 円    |
| 第 1 号被保険者負担分相当額<br>(④ = (① + ②) × 23%)           | 176,709,000 円 | 180,458,000 円 | 184,276,000 円 | 541,443,000 円   |
| 調整交付金相当額<br>(⑤ = (① + ③) × 5%)                   | 38,015,000 円  | 38,830,000 円  | 39,660,000 円  | 116,505,000 円   |
| 調整交付金見込額<br>(⑥ = (① + ③) 8.47%・<br>8.11%・7.89%)  | 64,397,000 円  | 62,982,000 円  | 62,583,000 円  | 189,962,000 円   |
| 第 6 期借入金返済額 (⑦)                                  |               |               |               | 0 円             |
| 財政安定化基金拠出金見込額<br>(⑧ = (① + ②) × 0.037%)          |               |               |               | 0 円             |
| 準備基金取崩額 (⑨)                                      |               |               |               | 20,000,000 円    |
| 財政安定化基金取り崩しによる<br>交付額 (⑩)                        |               |               |               | 0 円             |
| 第 7 期保険料収納必要額<br>(⑪ = ④ + ⑤ - ⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ - ⑩) |               |               |               | 447,986,000 円   |
| 予定保険料収納率 (⑫)                                     |               |               |               | 99.2%           |
| 所得段階別加入割合補正後<br>被保険者数 (⑬)                        | 1,941 人       | 1,956 人       | 1,947 人       | 5,843 人         |
| 保険料基準額(年額)<br>(⑭ = ⑪ ÷ ⑫ ÷ ⑬)                    |               |               |               | 77,288 円        |
| 保険料基準額(月額)<br>(⑮ = ⑭ ÷ 12 ヶ月)                    |               |               |               | 6,440 円         |

※端数処理により、各年度の和と合計値が一致しない場合があります。

## 所得段階別月額保険料の算出

### ■第7期所得段階別介護保険料（平成30～32年度）

| 所得段階 | 保険料率     | 対象者                                     | 保険料       |          |
|------|----------|-----------------------------------------|-----------|----------|
|      |          |                                         | 年 額       | 月 額      |
| 第1段階 | 基準額×0.45 | 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方          | 34,770 円  | 2,898 円  |
| 第2段階 | 基準額×0.75 | 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下の方    | 57,960 円  | 4,830 円  |
| 第3段階 | 基準額×0.75 | 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の方          | 57,960 円  | 4,830 円  |
| 第4段階 | 基準額×0.90 | 本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下の方 | 69,550 円  | 5,796 円  |
| 第5段階 | 基準額1.00  | 本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超の方  | 77,280 円  | 6,440 円  |
| 第6段階 | 基準額×1.20 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円未満の方             | 92,730 円  | 7,728 円  |
| 第7段階 | 基準額×1.30 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方      | 100,460 円 | 8,372 円  |
| 第8段階 | 基準額×1.50 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方      | 115,920 円 | 9,660 円  |
| 第9段階 | 基準額×1.70 | 本人が市町村民税課税で合計所得金額が300万円以上の方             | 131,370 円 | 10,948 円 |

※各段階の保険料については、月額保険料・年額保険料ともに、それぞれ基準額及び負担割合をもとに算出しているため、年額保険料と月額保険料を12倍した額とは一致しない場合があります。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 各主体との連携

#### (1) 庁内の推進体制

本計画は、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の住み慣れた地域での生活を支え、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉分野のみならず生涯学習、生活環境等の総合的な支援に取り組む方針を示しています。

介護予防・健康づくりにおいては、高齢者になってからの取り組みだけではなく、若い世代からの取り組みが必要です。既存の介護施策だけでは要介護状態の改善は困難であり、町全体で介護予防・健康づくりに取り組む必要があります。

そのため、計画の推進にあたっては、住民福祉課を中心に庁内関連各課と連携し、介護予防・健康づくりに対する意識を共有しながら、各種施策・事業を推進していきます。

#### (2) 地域との協働体制

本計画は、本町の行政計画であるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、地域ぐるみで高齢者を支える体制を実現していくための計画でもあります。

そのため、行政はもちろんのこと、住民、団体や関連機関、地域が相互に連携を取りながら、その役割分担のもと取り組みを進めることが重要となります。

##### ○行政

本町は、高齢者等の保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保への支援に努め、計画の進行管理を行います。

また、身近な地域での助け合いや見守りの啓発、ボランティア活動の促進等、地域における福祉活動の支援に努めます。

##### ○住民

生涯を通じていきいきと健康に暮らせるよう、自らの健康への意識を高めるとともに、趣味や生涯学習・スポーツ等の活動に積極的に取り組み、生きがいを持って積極的に社会参加を行うことが望まれます。

また、高齢者の地域生活での支援には公的なサービスとボランティアや地域住民などによる支援活動が車の両輪として円滑に提供されることが必要です。そのため幅広い住民の参加を得ながら、協働・連携体制の構築を図ります。

## ○団体等

老人クラブや民生・児童委員、ボランティア団体等については、ボランティア活動や交流活動、見守り活動、訪問活動等の福祉活動を通じて、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが期待されます。

また、社会福祉協議会については、ボランティア活動の調整役として、また、福祉コミュニティづくりや地域福祉の推進役としての役割が期待されます。

## ○地域

地域では、自治会等の住民組織を中心に、地域行事や健康づくり、生涯学習・スポーツ活動、文化活動等を通じて高齢者同士や世代間交流を図るとともに、孤立や閉じこもりの防止、また、支援を必要とする高齢者等の見守り、在宅介護支援の体制づくりの協力・連携が求められます。

## （３）御坊・日高圏域、和歌山県及び国等との連携

計画の推進にあたっては、介護保険サービス、保健福祉サービスの供給について圏域内における調整のもとに整備を図る必要があることから、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備等、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、御坊・日高圏域、和歌山県及び国との連携を図ります。

# 2. 計画の進捗管理

## （１）進捗状況の把握・評価

本町における高齢者施策を総合的に推進していくためには、計画の進捗状況の点検及び評価・分析は不可欠であり、「計画（Plan）－実施・実行（Do）－点検・評価（Check）－処置・改善（Action）」の「PDCAサイクル」に基づく、計画の進捗管理を強化していくことが必要となります。

また、介護保険制度を円滑に進めるため、計画の進捗・進捗に関する情報を総合的にとりまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価などを推進していくことが求められます。

そこで、本町における介護保険サービスの利用者、サービス供給量などの基礎的なデータの収集、住民ニーズ、利用者満足度などの質的情報の把握などを定期的実施するとともに、事業全体の進捗・進捗の把握・確認を行い、総合的な調整や新たな課題の検討、評価・分析等を実施します。

また、計画の進捗・進捗に関する情報や検討・評価の結果等については、広く公表します。

## （２）計画の見直し

本計画の最終年度にあたる平成32年度は、次期計画策定の年度にあたります。そのため、社会福祉制度をめぐる情勢の変化や住民、団体や関連機関、地域から聴取した意見・提言を取り入れ、必要な見直しを行い、本町の高齢者福祉の更なる推進を図ります。

さらに、全町的な観点から本計画の推進、進捗管理や見直しなどを行うため、医療機関や社会福祉法人などの関係機関とのきめ細かい連携を深めます。

# 資 料

## ○第7期介護保険事業計画等策定委員会委員

| 氏 名    | 所 属・役 職 等                   | 備 考 |
|--------|-----------------------------|-----|
| 中田 邦城  | 由良町区長会長                     | 委員長 |
| 中村 真一  | 由良町議会産建厚生常任委員長              |     |
| 工徳 一夫  | 由良町社会福祉協議会事務局長              |     |
| 内芝 善明  | 由良町老人クラブ連合会長                |     |
| 竹内 伸也  | 由良町医師会代表                    |     |
| 平林 正樹  | 由良町歯科医師会代表                  |     |
| 中塚 益治  | 由良町民生児童委員協議会副会長             |     |
| 尾崎 美智子 | 由良町健康推進員                    |     |
| 小林 弘典  | 社会福祉法人博愛会 特別養護老人ホームゆら博愛園施設長 |     |
| 寺岡 真澄  | 由良町地域包括支援センター推薦（主任介護支援専門員）  |     |

（敬称略、順不同）

由良町高齢者福祉計画・  
第7期介護保険事業計画

平成 30 年3月発行

発行：由良町  
〒649-1111 和歌山県日高郡由良町大字里 1220-1  
電話：0738-65-0200（代表）